

平成28年第3回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 9月7日(水)から21日(水)まで15日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
9月7日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
8日	木			
9日	金			
10日	土			
11日	日			
12日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
13日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
14日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
15日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
16日	金	総務文教委員会	9時	付託事件審査
17日	土			
18日	日			
19日	月			
20日	火	決算特別委員会	9時	付託事件審査
21日	水	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成28年鞍手町議会第3回定例会会議録（第1号）						
平成28年 9月7日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成28年 9月7日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成28年 9月7日 午後1時32分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	会議録署名 員		4	宇田川 亮	5	竹内利一

職 務	議 務 局	議 會 事 務 局 長	渡 辺 智 文	出 欠	議 會 事 務 局 長 補 佐	武 谷 朋 視	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	德 島 眞 次	出 欠	会 計 課 長	櫻 井 順 子	出 欠	
	副 町 長	阿 部 哲	出 欠	建 設 課 長	白 石 秀 美	出 欠	
	教 育 長	水 摩 幸 隆	出 欠	政 策 推 進 課 長	三 戸 公 則	出 欠	
	総 務 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	地 域 振 興 課 長	立 石 一 夫	出 欠	
	福 祉 人 権 課 長	守 田 純 子	出 欠	上 下 水 道 課 長	原 敏 勝	出 欠	
	税 務 住 民 課 長	久 保 田 隆 一	出 欠	教 育 課 長	筒 井 英 和	出 欠	
	農 政 環 境 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	篠 原 哲 哉	出 欠	保 険 健 康 課 長	松 永 憲 昌	出 欠	
議 事 日 程	別 紙 の と お り						
付 議 事 件	別 紙 の と お り						
会 議 経 過	別 紙 の と お り						

平成28年第3回鞍手町議会定例会議事日程

9月7日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第4 議案第57号 鞍手町教育委員会委員の任命
- 日程第5 議案第58号 鞍手町教育委員会委員の任命
- 日程第6 議案第59号 専決処分の承認（鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 議案第60号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第61号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第62号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第63号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第64号 平成28年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第65号 平成27年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第13 議案第66号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第14 議案第67号 平成27年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 議案第68号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第69号 平成27年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第70号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第18 議案第71号 平成27年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 議案第72号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第20 議案第73号 平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第21 議案第74号 平成27年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第22 議案第75号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成28年度固定資産税の課税免除
- 日程第23 議案第76号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第65工区）請負契約の締結
- 日程第24 議案第77号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第66工区）請負契約の締結

平成28年9月7日（第1日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、平成28年第3回鞍手町議会定例会を開会します。

まず町長より提出されています、地方独立行政法人くらて病院の平成27年事業年度に係る業務実績に関する評価結果の報告書、平成27年度決算に係る財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率報告書、鞍手町衛生センター汚泥脱水設備更新工事請負契約状況の報告書、教育委員長より提出されています、平成27年度教育委員会点検評価の報告書と、監査より提出されています、例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、議長に於いて4番議員 宇田川亮君及び5番議員 竹内利一君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から9月21日までの15日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から9月21日までの15日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

別紙のとおり議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め、原案どおり決定し、通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に進みます。

日程第4 議案第57号及び日程第5 議案第58号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第4 議案第57号及び日程第5 議案第58号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第57号及び日程第5 議案第58号は、鞍手町教育委員会委員の任命であります。

鞍手町教育委員会委員であります、藤井睦彦氏及び木月芙美代氏の任期が、本年10月6日をもって満了することから、両氏を再任するため議会の同意を求めるものであります。

なお、藤井睦彦氏と木月芙美代氏の任期に差異があることにつきましては、平成27年4月1日から施行されました改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の附則第4条に、「新たに任命される委員の任期の特例」として、当該委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内で当該地方公共団体の長が定めるものとする」と規定されていることに基づき、任期を異ならせているものであります。

また、別紙で両氏の任命理由及び略歴書を添付しておりますので、ご参照下さい。

以上が日程第4 議案第57号及び日程第5 議案第58号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛の程よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第57号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第58号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第57号及び議案第58号の2件については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第57号及び議案第58号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第57号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第58号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第57号 鞍手町教育委員会委員の任命を採決します。

教育委員会委員に藤井睦彦氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第57号は同意することに決定しました。

次に議案第58号 鞍手町教育委員会委員の任命を採決します。

教育委員会委員に木月英美代氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第58号は同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時 7分

再会 13時12分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

日程第6 議案第59号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第6 議案第59号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第6 議案第59号は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしました、鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の承認であります。

本条例改正は、児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が平成28年8月1日に施行されることとなり、鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、専決処分を行ったもの

であります。

以上が、日程第6 議案第59号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第7 議案第60号から日程第11 議案第64号までの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第7 議案第60号から、日程第11 議案第64号までの5件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第60号は、平成28年度鞍手町一般会計補正予算 第2号であります。本補正予算は、歳入では、地方特例交付金、普通交付税及び臨時財政対策債の発行可能額などが確定したことや、平成27年度決算に伴う平成28年度への繰越金が確定したことなどによる補正を行っております。

歳出につきましては、2款 総務費において各自治区の防犯灯の整備促進のための補助金を追加するほか、社会保障税番号制度システムの開発委託料などを追加しております。

3款 民生費においては、鞍手あゆみ、のぞみ両私立保育園からのICT化による業務効率化推進事業の申請に伴う保育対策総合支援事業補助金の追加や国民健康保険税本算定確定に伴う国民健康保険特別会計への繰出金などを追加しております。

4款 衛生費においては、予防接種法の改正によりB型肝炎ウイルスワクチンの予防接種業務委託料の追加を行っております。

6款 農林水産業費においては、農業用ため池2箇所への補修工事費を追加するほか、8款 土木費では、町営住宅の修繕料などを追加しております。

更に、給与費全般におきまして、4月の人事異動等に伴う補正を行っております。

ここで、10款 教育費 6項 社会教育費 2目 公民館費 事業名 公民館施設整備事業費に653万6千円を追加計上しておりますが、その補正理由とお詫びを申し上げます。

昨年12月の定例議会の一般質問の中で、町が所有する公共施設の耐震状況について、ご質問をいただきました。

その答弁の中で、中央公民館の完成年月日が、昭和56年10月31日であったため、昭和56年6月1日から適用されている新耐震基準を満たしている旨の答弁を行いました。

しかし、このたび中央公民館の外壁落下に伴う修繕工事を計画するため、当時の関係書類を確認したところ、中央公民館の設計は、昭和54年に行われ、その設計書に基づいて建てられた中央公民館の建築確認は、昭和56年2月20日に行われていたため、新耐震基準に適合していないことが判明いたしました。

そのため、今回、早急に耐震診断を行うための調査委託料を追加させていただくとともに、深くお詫びを申し上げます。

今後このようなことがないように、十分に資料等の確認を行って参ります。

そしてこれらの要因により、今回の補正第2号におきましては、歳入で補正前より1億6772万9千円の増となりましたので、実質的な歳出追加予算3059万2千円以外の余剰財源につきましては、歳入側で財政調整基金からの繰入金で1億3713万7千円減額することで、補正要因を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ3059万2千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ71億779万4千円としております。

次に、日程第8 議案第61号は、平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号であります。

本補正予算は、国民健康保険税本算定に伴う保険税、保険基盤安定負担金、前期高齢者交付金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ797万8千円を減額して、予算総額を、歳入歳出それぞれ27億4468万5千円としております。

次に、日程第9 議案第62号は、平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、平成27年度の出納閉鎖に伴う、滞納繰越保険料及び平成28年度後期高齢者保険料の本算定に伴う現年度保険料並びに前年度繰越金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ14万6千円を減額して、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億4201万円としております。

次に、日程第10 議案第63号は、平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算 第1号であります。

本補正予算は、人件費、前年度繰越金、消費税及び地方消費税の確定などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ118万3千円を追加して、予算総額を歳入歳出それぞれ8億7337万円としております。

次に、日程第11 議案第64号は、平成28年度鞍手町水道事業会計補正予算 第1号であります。

本補正予算は、人件費と工事費などの補正要因を調整し、予算第3条収益的収入及び支出では、収入予算496万8千円を追加し、収入予算総額を3億4597万9千円、支出予算703万円を追加し、支出予算総額を3億5755万円としております。

予算第4条資本的収入及び支出では、当年度までの損益勘定留保資金を9593万8千円に改め、収入予算362万6千円を追加し、収入予算額を2576万6千円、支出予算672万6千円を追加し、支出予算総額を 1億2170万4千円としております。

以上が日程第7 議案第60号から日程第11 議案第64号までの5件の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛の程よろしくお願いたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第12 議案第65号から、日程第21 議案第74号までの10件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第12 議案第65号から日程第21 議案第74号までの10件につきましては、平成27年度一般会計、各特別会計の歳入歳出決算認定 及び 公営企業会計の決算認定であります。

一括して提案説明を申し上げます。

日程第12 議案第65号は、平成27年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 71億6860万5,416円、

歳出総額 70億5626万7917円、

差引額 1億1233万7499円となっております、

この差引額から翌年度へ繰り越すべき財源2123万6千円を差し引いた

実質収支額は、9110万1499円となっております。

次に、日程第13 議案第66号は、平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 24億8029万5835円

歳出総額 25億8356万7872円

差引額と実質収支額は、マイナス 1億327万2037円となっております。

次に、日程第14 議案第67号は、平成27年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計 歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 3億2103万7711円、

歳出総額 3億2103万2814円、

差引額と実質収支額は、4897円となっております。

次に、日程第15 議案第68号は、平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 2億3746万2106円

歳出総額 2億3646万 243円

差引額と実質収支額は、100万1863円となっております。

次に、日程第16 議案第69号は、平成27年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 116万7052円、

歳出総額 116万7000円、

差引額と実質収支額は、52円となっております。

次に、日程第17 議案第70号は、平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 7億8693万490円、

歳出総額 7億8683万6245円、

差引額と実質収支額は、9万4245円となっております。

次に、日程第18 議案第71号は、平成27年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 6488万9201円、

歳出総額 6488万6342円、

差引額と実質収支額は、2859円となっております。

次に、日程第19 議案第72号は、平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計 歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 9473万6751円、

歳出総額 9473万6751円、

差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第20 議案第73号は、平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計 歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 2億8682万270円、

歳出総額 2億8682万270円、

差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第21 議案第74号は、平成27年度鞍手町水道事業会計 決算認定であります。

決算の概要を申し上げますと、予算第3条に定めた 収益的収入及び支出では、949万9,926円の赤字決算となっております。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出では、7655万1195円の資金不足となりますが、当年度分までの損益勘定留保資金より補填しております。

また、損益計算におきましては、当年度純損失は、1308万5891円となります。

以上が、平成27年度 鞍手町水道事業会計 決算の概要であります。

議案第65号から議案第73号までの9件につきましては、決算書に監査結果の意見書、主要施策の成果と予算執行の実績報告書を添付しております。

また、議案第74号につきましては、決算書に監査結果の意見書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第12 議案第65号 から 日程第21 議案第74号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第22 議案第75号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第22 議案第75号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第22 議案第75号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成28年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、平成28年度分の固定資産税の課税免除申請が、企業1社から提出されましたので、課税免除措置を講じるものであります。

以上が、日程第22 議案第75号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第23 議案第76号から日程第24 議案第77号までの2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第23 議案第76号 及び 日程第24 議案第77号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 2 3 議案第 7 6 号は、鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区 管渠築造工事 第 6 5 工区 請負契約の締結であります。

同事業で行う中山処理分区管渠築造工事 第 6 5 工区は、8 月 9 日に、7 共同企業体で指名競争入札の結果、契約金額 1 億 1, 1 7 8 万円、工期 平成 2 8 年 9 月 2 7 日から平成 2 9 年 2 月 2 8 日までの 1 5 5 日間として、昌栄・九軌共同企業体と契約を締結するものであります。

次に、日程第 2 4 議案第 7 7 号は、鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区 管渠築造工事 第 6 6 工区 請負契約の締結であります。

同事業で行う 中山処理分区 管渠築造工事 第 6 6 工区につきましても、8 月 9 日に、6 共同企業体で指名競争入札の結果、契約金額 1 億 2 4 3 1 万 8 8 0 0 円、工期 平成 2 8 年 9 月 2 7 日から平成 2 9 年 2 月 2 8 日までの 1 5 5 日間として、光城・金村共同企業体と契約を締結するものであります。

以上が、日程第 2 3 議案第 7 6 号 及び 日程第 2 4 議案第 7 7 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際休会についてお諮りします。

明日 8 日から 1 1 日までの 4 日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日 8 日から 1 1 日までの 4 日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 1 3 時 3 2 分

平成28年鞍手町議会第3回定例会会議録（第2号）						
平成28年 9月12日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成28年 9月12日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成28年 9月12日 午後3時08分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊 井 照 明	出 欠	1 1	岡 崎 邦 博	出 欠
	2	須 藤 信 一 郎	出 欠	1 2	須 山 由 紀 生	出 欠
	3	川 野 高 實	出 欠	1 3	須 藤 敏 夫	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	竹 内 利 一	出 欠			
	6	田 中 二 三 輝	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	鯨 坂 省 治	出 欠			
	9	栗 田 幸 則	出 欠			
10	久 保 田 正 之	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	会議録署名 議員		4	宇 田 川 亮	5	竹 内 利 一

職 務 出 席	議 会 事 務 局 長	渡 辺 智 文	出 欠	議 会 事 務 局 長 補 佐	武 谷 朋 視	出 欠
	町 長	徳 島 眞 次	出 欠	会 計 課 長	櫻 井 順 子	出 欠
	副 町 長	阿 部 哲	出 欠	建 設 課 長	白 石 秀 美	出 欠
	教 育 長	水 摩 幸 隆	出 欠	政 策 推 進 課 長	三 戸 公 則	出 欠
	総 務 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	地 域 振 興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	福 祉 人 権 課 長	守 田 純 子	出 欠	上 下 水 道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	税 務 住 民 課 長	久 保 田 隆 一	出 欠	教 育 課 長	筒 井 英 和	出 欠
	農 政 環 境 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	篠 原 哲 哉	出 欠	保 険 健 康 課 長	松 永 憲 昌	出 欠
	地方自治法 第121条 により説明					
	出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

平成28年第3回鞍手町議会定例会議事日程

9月12日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

平成28年9月12日（第2日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問は、お手元の通告一覧表の順序により行います。

最初に、11番議員 岡崎邦博君の質問を許可します。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

通告に従いまして一般質問を行います。

今回は、二つのことについてお尋ねいたします。

まず、最初に鞍手インターチェンジ周辺開発についてお尋ねします。

インターチェンジが開通してから、その周辺の開発は町民の関心事であり、今年3月の定例会でも一般質問がなされていますし、以前にも何度か質問が行われています。

また、開発事業予定地の看板が立ってからは、特に町民の方にあそこの開発はどうなっているのかという質問をよくされます。

そこでもう一度私から改めて質問をさせていただきます。

議会には、昨年6月議会終了後の全員協議会で、インターチェンジ周辺開発の現状について説明がありました。

その中で、27年中に公用地及び未買収地の買収を進め、開発許可申請は遅くとも28年1月までに必ずやりたいと、造成工事の着工は29年1月、建設工事の着工は31年1月の予定でこれが一番遅いパターンと聞いているとの説明がありました。

それで、3月定例会にもお答えがありましたが、その後半年が経ち、まず遅くとも今年の1月には申請したいと言われていました開発許可申請は、すでに出ているのかどうか、又公用地の買収なども含めてインター周辺開発の進捗状況はその後どうなっているかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これまでの進捗状況につきましては、地域振興課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

鞍手インターチェンジ周辺開発につきましては、平成23年2月に供用開始されて以来、

民間事業者による開発計画が進められています。

先ほど質問されていたとおり、26年9月議会一般質問や27年全員協議会においても、説明をさせていただいていますが、再度この状況を説明申し上げますと、開発箇所は、鞍手インターチェンジ出入口北側用地で、開発予定面積は18万5,900㎡、約5万6,300坪でございます。民間事業者による開発計画が進められています。

このうち先行して事業が実施可能な12万6千㎡につきましては、すでに用地を取得または、地権者との売買契約が完了しています。

ご質問がありました開発申請につきましては、当初そのような形で出されると聞いていましたが、現状を申しますとまだそこには至っていないというのが状況です。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

いまだに状況は変わっていないということです。

民間の事業者の説明からそうなっているのだと思いますが、そもそもこの開発地域といたしますのは、当初私が聞いた範囲では、癒しの里ということで観光農園的なこととして民間の開発をしようとしたと聞いています。

その後、民間の中で倉庫や商業施設などの開発を考えていたという風になってきたのですが、その時にソフトバンクの二軍、三軍の施設の話が出てきまして、町長がソフトバンクの二軍、三軍の施設の建設の話を開発に携わっている人のところへ持って行ったという事を聞いています。

このソフトバンクの話からですね、ここの地域の開発の話が活発になってですね、町としては25年の8月臨時会を開いて、募集に応募するための提案書作成に315万の予算を計上しています。

後に予算を最終的に180万弱使ったということになっているのですが、つまりこのソフトバンクの誘致を町長が率先して進めてきたのが、きっかけになってここの地域を開発していこうと繋がっているんじゃないかなと思うのですが、そのあたりはいかがですか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

ソフトバンクの誘致の話につきましては、ちょうどそのタイミングで用地がですね民間の企業が開発をするという事で、ほぼまとまりかけていた時でございました。

タイミングがちょうど同じだったのですが、町長の方からもしソフトバンクの方が実現されたあかつきには、権利といいますか取りまとめを町の方に譲っていただけないだろうかという事で、期限付きの契約というのを結ばせていただいています。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

8月臨時会の議案質疑の中で、私が質問させていただいた答弁の中に万が一、誘致がだめになっても町が関与して、民間活力を導入しながら町の発展のために開発を行っていることも考えているので、315万円が無駄になるという事にならないように次の段取りのための資金として、十分に生きてくると思っているという答弁をされています。

この答弁からも、インター周辺の開発は、民民の開発中心に進めていくというよりも、やはり町が関与しながら主体的に進めていかざるを得ないと気がしていますが、いかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

ここは、民民の土地でございます。ですから今議員がおっしゃいます町が関与して、開発を進めるのはどうかというお話ですけど、今現在ですね、ある程度大きな動きがっております。

ただこの場では、まだ名前まで言えない状況下で民民の話でありますので、お話しできませんがかなり民間さんの動きが、活発になってきておりますので、今しばらくお時間をいただきたく思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

先ほどの説明の中で、12万6千㎡程開発するとお答えがありましたが、この中に町有地として処分が行われていないと思いますが、今回の開発に係る町有地の面積は全体で何㎡ぐらいありますか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

町有地といいますか、公有地全体としましては、2万3588㎡ありますが、町有地という事になりますと、墓地が一番大きくてこれが1万2274㎡、あとは細々とした土地があります。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

ここの以前火葬場があったと聞いていますが、火葬場は町有地ではないのですか。この面積はどれぐらいあったのですか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

火葬場の土地の件につきましては、町有地かどうかは把握していませんが墓地の中には含まれていません。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

火葬場がありまして、面積は8千㎡あると聞いています。

これが町有地になっているのか、私有地になっているのか、その辺は私自身、はっきり承知していませんが、そのことについてはわかりませんか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

現状では把握していませんが、町有地ではなかったと思います。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

いずれにしても少なくとも墓地としては、1万2200㎡程あってですね、この開発をしようとしているところの、約1割は町有地になるわけですね。

町がこの開発地域の中では、何番目になるのかわかりませんが、地権者としては大きい地権者になると思います。

したがって町が民民の開発という事で第三者的というか当事者でないというようなことでなんとなく尻込みをしているのではないかと感じている方たちもいます。

むしろ、ここは民民の開発というよりも町有地という考え方で、先ほども言いましたように、周りに民有地があるという考え方もできると思います。

それで私自身は、やはり率先して町の方で民間の方たちと協議をしながら主導的な立場で開発に携わっていく考えはありませんか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず当然のことですけど、地域活性化のため町としても誘致に向けて用地をPRしたり、立地を模索している企業があれば、開発事業者を紹介をするなどできる限りのことは、町としても支援を行っています。

しかしながら、根幹にかかわる部分は、先ほども申しましたように民間対民間の協議になりますので、町としてはそこには介入できないという私の考えであります。

また、現状の財政状況なども鑑みても、かなり数億、数十億の金額になるのではないかと踏んでいますので、町がそこまで先行投資をやってどうなのかというのを踏まえたと、やはり民間活力でやっていただけるのがベターではないのかなあと、そのように考えています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

ここ数年の間に、この開発地域の土地の所有者の方が数名亡くなられているという話を聞いています。

地権者に相続の問題も発生してきているのですよね。そういうことで開発するなら開発するとはっきりさせたいと、また出来ないなら出来ないでですね、一度結論を出してですね、結論というのは、解消しようという事なのかもしれませんが、そういうこともあり得るのではないかなというお話もありました。

そうなりますと、一旦今説明がありましたとおり、まとまったところがですね、なかなか今度はむずかしくなるという事も考えられます。

そういった意味からも、先ほど町長から民民の話なので町が介入できないと言いながら町の発展には欠かせない地域でもありますので、考え方を少し変えてですね町としても積極的に関与していくべきではないかなと思いますが、答弁いただければと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

地権者でお亡くなりになったという事を今、担当課から確認したのですが、それは当然のことながら、その相続人に対してそれを有効化させると、手続きは今後踏んでいきたいとそのように考えています。

それと民民の話だから行政は云々ということですけど、実は決して行政としても代表とする私としても、指をくわえてじっとしている状況ではございません。

正直言いまして、いろんなどころでいろいろな方とお会いしてこの件については、綿密にとにかく一緒にやりましょうということで話をしている状況下でございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

次に進みます。

町営の高ノ口墓地について、質問いたします。

インター周辺開発の中にある、町営高ノ口墓地が開発の障害になるということで、25年5月24日に議員全員懇談会が開かれ、町営高ノ口墓地の無縁墳墓等改葬公告について説明

がありました。

その時の説明では、5月20日付けで公告を行い1年以内に申し出が無ければ、無縁仏として改葬することになるとのことでしたが、その後1年以上経過していますし、公告は完了していますが、町として今後この墓地について対処していくのかお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まずは現在までの経緯の説明を、農政環境課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

説明させていただきます。

町営高ノ口墓地の無縁墳墓等改葬公告は、平成26年6月20日に終了し、現在に至っています。

公告期間において、権利を有する方の申出が9件あり、平成25年5月24日の議員懇談会の中で無縁墳墓が49墓中43墓と報告していましたが、無縁墳墓は40墓なっています。

今後の墓地の改葬方法としましては、1つは、高の口墓地を廃止して町営墓地を新たに設置し、町が管理運営を行う方法。

もう1つは、権利者個人に墓の移転費用等を支払い、高ノ口墓地を廃止する方法があると考えています。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今後の対応としては、2件あるということを知りました。

初めて今日説明を受けた訳ですが、この町営高ノ口墓地は開発地域のほぼ真ん中にあるんですね、この地域を一体的に開発すれば、どうしてもこの高ノ口墓地を廃止することになって、その墳墓を新たな墓地に移転せざるを得ないわけですよね。

それを民間の開発業者に委ねると先ほど説明がありましたが、委ねるとなればこれが開発の障害になり、開発が進まない要因の一つになるのではないかと考えますが、その辺の認識についてはいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

町としては当然のことながら、全力を挙げてその部分についても協力申し上げるということは、今後も協議してやっていくと行政内部の協議は統一していますので、議員が言われる

心配はたぶんないかと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

もう少し詳しくどういうところが心配がないのか答弁してください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今後の対処としましては、正式に墓地の土地の譲渡依頼がありましたら、開発業者と改葬と改めて葬る等の協議等を行っていきたくと考えています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今の開発業者で話がまとまれば、そういうことになるのでしょけれど、先ほども答弁がありましたように、なかなか開発も進んでないわけですよ、ですから今後、今の開発業者が開発をしてくれば町長が言われた答弁のまま、スムーズに進むと思いますがなかなか先が見えていないので、今の業者がむずかしいとなった時に、やはり同じように開発業者が開発する場合にこの墓地がネックになるのではないかなという事で質問しています。

それでこの高ノ口墓地に墓石がある人の中には、先ほども説明がありましたように町が移転してくれるなら、今の墓地から移転してもいいという方もあるようですし、別の方は高齢なので、その墓地を廃止するならば、お寺の納骨堂に預けたいというような方もあります。

ですから、墳墓の申し入れがあった9件の方々ですが同意が得られることが前提ですが、開発の障害になる墓地を廃止して新たに又私は町がですね墓地を開設して墓石を町の責任で移すという事が先ほどの2つのうちの一つになりますけど、進めるという事もひとつの手じゃないかと思いますがいかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

いま議員がおっしゃいましたように、その辺のところは当然のことながら、税金を投入するという意味合いがあります。

そうすると当然のことながら、皆さんがた議会のほうにもお諮りをしないといけないという状況下になると思います。

ですから、行政としましては色々なオプションを準備しています。

今議員がおっしゃったように、行政の方でやった方がいいのではないかと、もしくはお寺の

方に納骨したいという方もおられるじゃないかと云々、色々オプションがあると思います。

だからそういうことは行政としてもしっかり受け止めて、当然のことながら行政の方でやるということであれば、また皆さん方にお諮り申し上げたいと考えています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

いろいろなオプションがあるというような事ですけど、ここの当事者の方にもそういう説明がされているのかどうかもわかりませんし、私が聞いた範囲では、そういうようなオプションがあるというようなことは聞いていません。だからどうなっているのかなという事で心配をされている方もあるわけです。一般の当事者以外の方々も一向に開発が進んでないがどうなっているのかという事とで今回の質問に繋がるわけですね。だからそういうオプションがあるならあるで、一度9件の方々にそういう説明をされるなり、やはり町としての姿勢を、はっきり示すことが私は一番大事なのではないかと思えます。

最後になりますけど、ここの開発は先ほどから何度も言いますように、町の発展には欠かせない地域でありますので、ここの高ノ口墓地については、特に町が率先してリーダーシップを取って移転するという事が必要ではないかなと思えます。

先ほど、少し町長がここを造成してという話もありましたが、とてもそういう予算はないとのことでした。

前回の時に山本佳代さんの伝手でという話がありまして、なかなか今の田んぼや山の状況じゃ売れないよという事でいろいろ話をされたとありましたけども、新たな墓地をですね整備するとぐらいならば、何とかなるかなと、これも中々かなりの費用が掛かるわけですから難しいところがあると思いますが、何とかなるかなというところで是非とも考えてほしいと思えます。答弁がありましたらお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

いろいろな貴重な意見ありがとうございます。

かなりいろいろな流動的な部分がございます。最近急ピッチでここの開発においては、話が進んでおります。

ただ今の段階では、相手のある事ですから内容は差し控えさせていただきたいと思えます。

私の思いとしては、行政、民間一体となってやるのだという思いは、行政としてしっかり踏まえて行っておりますので、その辺はご理解していただければと、そのように思っています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

次の質問に移ります。

町策定の人口ビジョンとそれに対する町長の見解についてお尋ねします。

この質問に入る前ですが、町長にお尋ねしますけど、ここに町の人口ビジョンがあり38頁ほどありますけど、今年3月の定例会の際に報告に替えてこの人口ビジョンを議員全員に配布していただきました。

町長はこの人口ビジョン全般にわたって、目を通されているかまず質問に入る前にお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まずダイジェスト版で内容を把握しています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

ダイジェスト版があったかどうか、わかりませんが、頭に入れているという事で、それでは質問に移ります。

この人口ビジョンは38頁にわたり、人口の現状や動向分析、自然動態や社会動態の分析雇用や就労に関する分析から、将来人口の推計と未来の展望までを分析されており、非常に詳しく充実した中身になっていると思いますが、この人口ビジョンを作成した経緯と支出した費用総額をお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

人口ビジョン策定の経緯と費用の総額につきましては、データの的なものなので、まず政策推進課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

人口ビジョンの策定の経緯と支出した費用の総額について、お答えします。

策定の経緯につきましては、日本が人口減少時代に入ったことを受け、国は人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正し、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を実現することにより、2060年に1億人程度の人口を確保するため、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年12月に「長期ビジョン」と「総合戦略」を策定しております。

そして、この「まち・ひと・しごと創生法」では、地方公共団体の責務として、国

との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として実情に応じた自主的な施策を策定し、実施する責務を有するとされています。

これにより国は、都道府県や市区町村においても「地方版人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定を求め、ほとんどの団体が策定に取り組んできております。

本町においても、産官学金労言の各分野の委員からなる「鞍手町まち・ひと・しごと総合戦略推進委員会」においてご意見をいただきながら、昨年12月に鞍手町人口ビジョンを、そして本年1月に鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定した経緯でございます。

また、事業費については、鞍手町人口ビジョンと鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に伴う技術的な支援を含め、4社のコンサルタント会社から支援業務の提案をいただきました。

そして、公募型プロポーザル方式によりまして委託事業者を選考し、充当率100%の地方創生先行型交付金を活用しまして、人口ビジョンの策定と総合戦略の策定に伴う技術的な支援として業務委託料550万円を支出しています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

人口ビジョンにだけかかる経費として550万円の内のいくらかわからないですね。

それでは町長にお尋ねしますが、町の人口については先ほどもありましたが、日本創成会議により鞍手町が福岡県下で、消滅可能性自治体の一番手とした事ことから町民の関心事になっています。

また町長は、議会とかいろいろな場所での挨拶などでは、7、8年は人口減少するかもしれないけど、今取り組んでいることが花を開いてくれば、人口はV字回復すると私見として述べられています。

そこでお尋ねしたいのですが、昨年12月に町が策定した人口ビジョンについて町長はどのようにお考えになっているのか見解をお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

人口ビジョンは、国が策定する「長期ビジョン」を勘案して、鞍手町の人口動向を自然動態と、自然動態とは、出生と死亡による人口の増減ですね。社会動態というのは、転入と転出による人口の増減をいいます。

自然動態と社会動態の推計も含めて分析し、将来展望を示す基本的な目標値であり、この目標値を達成するために「総合戦略」に掲げる施策の実現を今現在、図っている

ところでは。

今回、2025年の将来人口として1万4,500人を目指しております。これは、あくまで最低目標であり、何とかですね先ほど岡崎議員もおっしゃいましたように、将来を見据えて1万4,500人が最低ボトムのラインだということで、考えております。できればこれ以上に人口を増やしていきたいと考えています。

それと2060年には、日本の人口が約8,674万人になり、今現在からしますと3割減、つまり、今現在の7割弱になると社人研、国立社会保障人口問題研究所が試算を出しております。

つまり日本の国土の中で、3割の人口が大きく減ってしまうということになりますと、各々の全国に何千もあります自治体の言うなれば人口の奪い合いになる、社会動向が大きく動きます。

日本の中で人が動いて、人口の格差が自治体によって出てくるのではないかと、そういう懸念材料もあります。

これは裏を返しますと、各自治体の努力いかんによっては人口が減りもし、もしくは増えもすると考えています。

私が政策、施策を行っていることが向こう8年から10年しますと、私がやっていることが花咲いて来れば、ボトムになりV字回復してくるのではないかと考えています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

この人口ビジョンで述べている人口の将来展望は、小学校数の維持を目標に合計特殊出生率を2030年までに、2.1に改善するとか、今町長が言われた10年後の1万4,500人の時には、1.86だったと思いますが特殊出生率を今1.29ですが、それから上げるというようなことも入っています。また、総合戦略の中に出てきます結婚・出産・子育ての環境整備の取り組みや、年間60組の20代から30代の夫婦の移住の受け入れ、また町のPR、住環境、地域環境の整備に取り組むことを前提にして出来ています。

そういったことが、町長の取り組みということであれば、その取り組みが花を咲けばV字回復となるかもしれませんが、この人口ビジョンでは残念ながらこういった取り組みをしても、2040年には1万2千人、人口ビジョンの最終章は2060年になっていますが、9,613人まで減り続けるということになっています。

かなりの努力をしても、実際は人口が減り続けるというのがこの人口ビジョンです。

ここに先ほども上げさせていただきましたが、こういった努力のハードルも非常に高いです。

私が個人的に考えるところは、ほぼむずかしいとかなり高いハードルを掲げながら

も、人口は減り続けるというのがこの人口ビジョンの中身になっています。

そういったことから、町長がV字回復したいと、今やっていることがすべて花開ければ、V字回復するのだという意気込みはわかるのですが、現実的には非常に厳しい状況にあると思います。

人口ビジョンというのは、今度の総合戦略にしてもそうですが、色々な事業計画の指針になるものでもありますので、やはりきちんとした認識の上で町政に携わっていくことが必要ではないかなと思いますがいかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私はちゃんとした認識の下で考えているつもりですが、環境が大きく変わったというのがございます。

1つは5年前に鞍手インターチェンジが出来ました。

これが出来て最初の3年間、私が町長にならしていただいて2年目ですか、急激に鞍手インターチェンジの利用度が多くなってきております。

それともうひとつは柴田町長のおかげさまで、向こう10年間150万円ですか、子育て支援型給付ということで上限150万円の固定資産税減免とこれも功を奏しています。

現に鞍手町で建売住宅をなされている建設業者さんが、家を建てられたら、かなり速いスピードで完売しているという状況でございます。

私は前向きな考えでやっていかなければいけないということで、第1の矢、第2の矢、第3の矢、第4の矢という形で、いろんな施策を今講じております。

鞍手学園においても、前々回は香港からお見えになって、前はカナダからお見えになっています。

今度はSNSを発信する主な方においては、例えばカナダ、アメリカ、フランス、タイとかそういった所の方々にSNSで自国に発信していただいた方には、日本にただで来られますと、色々な施策を講じています。

最終的には、鞍手学園においても、世界大会を行っていきたいと、そしてまた先だってはインキュベーション、これは起業ですね、あそこの教室を使って起業されませんかと募集しましたら、13社の方が来られまして南中学の跡地で調印式も終わりました。

今いろいろな施策を打っています。ですからこれが功を奏してくる時期が来ましたら、未来のことですからこれは、神様しかわからないと思うのです。将来というのは、誰しもわからないことだと思います。

でもしっかりと努力して手を打っていくと、そうすれば私は必ずや1万4500人をボトムとしてV字回復するのではないかと、そのように信じて行政を運営させていただいています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

将来、神様じゃないとわからないならばですね、行政はどういうものを基にして、事業計画を立てていくのか、これさえも私は理解できないのですが、また今鞍手学園の話もありましたが、これから話がそれるかも知れませんが、香港から来たりカナダから着たりとかいろいろな地域から来られるのは良いのですが、今日の質問にもあります定住にどう結び付くのかということも、私は理解出来ないでいます。

このことについては、また次の機会でも質問させていただこうかと思いますが、いずれにしても、町長が一生懸命やっていることでV字回復になれば、いいのですけれど実際のところ、今話しました鞍手学園がどう定住化に結び付くのか、実際にV字回復されるというのであれば、10年後にどういう世代の人たちが、またどういう仕事をしている人たちが、どういう形態の人たちが鞍手町に住むことによって人口が増えるのか、その辺についてはどのようにお考えになっていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

鞍手学園は単にあそこは若い者が何かやっていると思われているかもしれませんが、決してそういう薄っぺらな考えでやっているわけではございません。

まずはですね、若い方に鞍手町に来てもらうということが、第一の命題であります。

ですからたくさんの方に鞍手に来ていただく、これが日本中から今来ていただいています。

これが仮に世界に広まって、何百人、ややもすれば数千人になるとすれば当然のことながら鞍手にそれだけの人が来るということは、そこで1日過ごしますとなれば、お腹も空くでしょう、また遠くから来た人は土産でも買って帰ろうかとなるでしょう、だからこういうようなビジネスチャンスをそこに作るという土壌を行政が後押しをしているという意味合いもあります。

ですから今やっていることが表面だけ見て何をやっているのかと思われるかもしれませんが、我々行政としては表面だけではなくて、それに関して色々な提灯を付けていって、そして経済的に結び付けていくという手法でやっているところでございます。

シンガポールにも武雄市と7団体で事務所を出しました。巨峰を輸出するという農作物を輸出するという鞍手で今までなかったと思います。

当初私は、TPPの問題もあったのですが、向こうでいくら売れるかあまり考えていなかったのですが、鞍手が輸出したということが、これがNHKで報道され、色々な新聞にもいろいろなところで報道されて、その新聞を見た隣の宗像市長から、鞍手は輸出しているのですねと、私のところにはブドウがありませんので、宗像市でブドウを売ってくださいよというようなことも言われました。

土曜・日曜日で売りましたら、1日でなんと380キログラムもブドウが売れました。

一元の見方でなくて、あらゆる方向から物事を考えていって政策を行っていますので、その辺のことはどうかご理解していただけたらと考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

私の質問の答弁に全然なっていないのですが、V字回復するのであれば、どういう世代の人たち、またどういう業種の人たちがどこの鞍手町に移住することによって人口増につながるかというお尋ねをしています。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

それは、私は年代層というのは分かりませんが、ただどの年代層においてターゲットを絞ってするかとうよりも、私は鞍手にまずは、今やっている空き家を利用して体験型の移住定住をやりませんかとか、そういったこともいろいろ考えてやっています。

ですからどのくらいの世代にどうのこうのということよりも、まず鞍手に来ていただいて鞍手の魅力を知っていただいて、鞍手町が本当にこれから便利になっていきますので、そういうところもまずは体験していただいて、鞍手に住んでいただく政策を打っていきたくてそういう風に考えています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

なんとなくぼんやりとはわかるのですが、ほとんど根拠がないというか全然わからないのですよね。少なくともこの人口ビジョンの中では、どういうところに鞍手の問題点があって、何をクリアしていかなければ人口はこういう風になってきますと社人研の人口推計に、限りなく近づいてきますよとなっているのですね。

そうじゃなくて、少なくとも鞍手町が目標に挙げているのは、この中で言われている仮定値がAからGまでであったと思いますが、その中のEという自然動態も社会動態についても、両方とも増えると前提とした中で1万4,500人という数字が出ていますが、その後もそうはあってもこの分は減るとというのが、この人口ビジョンで書かれていることです。そうならいためにしたいという思いは分かりますが、やはりそういうことがあるのだと頭に入れていただいて、町の政策を立てていっていただかないと、思いと現実とがかい離してしまえば、結果的にはもっと悪い可能性もあります。

ですから現実をしっかり見据えた上で、やはり町政を見据えていくべきではないかと思いますがいかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私を取り違えているところもありましたが、まずは取り組んでいる具体的なことについて説明させていただきます。

具体的な施策といたしましては、定住促進奨励金交付金事業で上限が150万円、そして乳幼児等医療費支給の拡大、それから体験型お見合い、これが昨日ですね、山本華世さんがMCをしていただいて、大谷の公園で行いました70名弱の方がお越しにきていました。それから妊産婦の健診拡大、不妊治療の助成も取り組んでいきたい、それから教育環境の充実、これは今も実際執り行っています。

こういったことも踏まえて、しっかりと取り組んでいきたいとそのように思っています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

まさしく今言われたことが、先ほども言いました通り結婚、出産、環境整備の取り組みということに当たるのかなと思います。

そういうことを、地道にやってもこの人口ビジョンでは、人口が減るということです。

そしてまた、そういったことを前提に入れないと、人口が減るというだけではなく財政にもかかわってきます。町民税はもちろんですが、地方交付税にしてもそうです。

そういった財政にも直接かかわってきますので、町運営そのものなのですよ。

だからそういったものをきちんと把握していただいて、今度の第5次の総合計画は10年計画ですけど、その先を見据えた上で財政状況も当然考えていかないといけないわけですから、真摯にこの人口ビジョンの人口推計を受け止めていただいて、町長の発言というのは、個人的な考えであろうとも、発言をされれば、町民はすべて公式な発言ということで受け止めていきますので、町民自体も本当にそういうことになるのかなと、ぼんやり思うこともあります。

やはり危機感をあおるわけではありませんが、町民の皆さんと一緒に、この鞍手町を盛り上げていかないといけないのですから、現実には現実として受け止めて、発言は発言として慎重にさせていただいて、しっかりと今後の鞍手町の発展のためにですね、尽力していただきたいと思います。私の質問を終わります。

○議長 星 正彦君

答弁は要りませんか。

○11番 岡崎 邦博君

要りません。

○議長 星 正彦君

以上で岡崎邦博君の質問を終了します。

次に、8番議員 鯨坂省治君の質問を許可します。

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

子育て支援について3点質問いたします。

平成24年8月に内閣府で成立、平成27年4月から本格的に施行されました子ども子育て支援新制度、その中で主なポイントの一つとあげられている地域の実情に応じた子ども子育て支援、利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど、地域子ども子育て支援事業の充実とあります。

いま各自治体で政策を行っていると思いますが、現在、福岡県の自治体で生活困窮者に対する減免制度を設けている市町村は36市町村あり、6割程度あるということですね。設けていない市町村は、25とデータが出ております。

鞍手町は一部、支援を行っているとは聞いております。

子どもの貧困対策で前回、質問したように全国では6人中一人が貧困、鞍手町では5人に一人と高い貧困率となっています。

減免制度を受けたいという方が、数多くいらっしゃると思います。

それについて、放課後児童クラブの減免状況をお聞きします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず、放課後児童クラブの減免状況につきましては、担当課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長

○守田 純子君

お答えいたします。

現在、町内には3カ所の放課後児童クラブ、いわゆる学童保育所があります。

施設を町が設置し、父母会が事業者として運営を行う公設民営の形で事業を実施しています。運営主体であります父母会は、厚生労働省の定める放課後児童健全育成事業実施要項に基づき、自ら利用料金の設定と徴収を行っており、通常の保育料は3学童とも月額5千円となっています。

減免の状況としましては、3学童とも多子軽減があり、2人目以降は月額3千円と設定されています。また、3学童のうち1所のみ、ひとり親世帯に対して、世帯にかかる月額保育料を2千円減免するという設定がされています。以上です。

○議長 星 正彦君

鯨坂 健二君

○8番 鯨坂 省治君

放課後児童クラブの月額保育料は、一人目5千円と二人目以降は3千円ということで、一人の児童に対しては、5千円と低いのですが、二人を入れるとなると月8千円、その他におやつ代とかが掛ってきます。やはり児童を学童クラブに入れるためにかなりの支出あります。

児童クラブは3つ程ありますけど、それに対して一律でないという話も聞いております。その点については。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長

○守田 純子君

お答えいたします。鞍手町には先ほど答弁させていただきましたが、3学童につきましては3カ所とも月額の保育料につきましては、先ほど議員がおっしゃるとおり一人目は5千円ということで、鞍手町におきましては3学童とも一人目の保育料は同じ額を設定されております。以上です。

○議長 星 正彦君

鯨坂 健二君

○8番 鯨坂 省治君

放課後児童クラブを利用されている方が、定員で割り出したのですが、小学校が756名中133名定員としてなっておりますが、だいたい5.8人に一人という計算になっております。やはりこの数はかなり多いと思います。

次ですね。これに対して放課後児童クラブの減免対象者に対する具体的な周知方法どのようにされているか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長

○守田 純子君

お答えいたします。周知の方法としましては、小学校の入学説明会の際に時間をいただき、保育時間や保育料など放課後児童クラブ全般の入所説明を行っております。

減免の適用にあたりましては、申請をしなければ適用しないということはなく、3学童とも、保護者が各事業所に提出する入所申込票などから兄弟関係やひとり親であることを把握し、各事業者が自動的に料金に反映し徴収されております。以上です。

○議長 星 正彦君

鯨坂 健二君

○8番 鯨坂 省治君

今の答弁で、入所時に対象者を限定しているということですが、途中入所者はどのようにされているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長

○守田 純子君

途中入所をされる場合も入所申込みの方から兄弟関係とかそういったものが分かってまいりますので、そこで該当される方につきましては、多子に該当することであればそこで二人目以降であれば二人目以降のという形で減免された形で徴収されるようになります。以上です。

○議長 星 正彦君

鯨坂 健二君

○8番 鯨坂 省治君

はい、分かりました。対象者の漏れがないように、今後もないようによろしく願います。

三点目といたしまして、放課後児童クラブの生活困窮者に対する今後の減免措置を町長の方から伺いたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長

○町長 徳島 眞次君

今後の減免措置ということですが、近隣市町の状況を調べましたところ、多子及びひとり親に対する減免以外にも、生活保護世帯や非課税世帯などの低所得者層に対する減免を実施している自治体も多くございます。本町としましても同様の利用料金を設定する必要性は感じております。

現状といたしましては、各事業者の裁量により保育時間や料金設定にバラツキがございます。

町が設置する学童保育事業として、まずは統一したサービス、そして統一した料金にしなければいけないと、そのように考えておるところでございます。

このことにつきましては、今年度より「放課後児童健全育成事業者連絡会議」を設置をいたしまして、支援員などの学童関係者と担当課で、現在、減免措置を含めた統一案の策定を進めている最中でございます。

行政といたしましてはその結果を受け、財政状況も勘案いたしましてその後に判断したいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂 健二君

○8番 鯨坂 省治君

いろんな住民の方の声を聞かれて早いうちに生活困窮者やいろんな方に援助出来るような形にして頂きたいと思います。よろしく願います。

○議長 星 正彦君

以上で鯉坂省治君の質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時03分

再開 14時15分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

5番議員 竹内利一君の質問を許可します。

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

通告に従いまして質問させていただきます。

まず、一つ目に町民の財産を守るため、また土地の有効活用の促進。

民間開発の促進のため、地籍調査を再度行う考えはということで、地籍調査とは、国土調査法に基づく「国土調査」の一つとして実施されています。

鞍手町は昭和31年から38年にかけて国土調査が実施されていますが、その精度は如何なものかと思われ、精度の向上のために質問いたします。

先日、所用で、地形図、地籍図を役場で取ったところ、筆界未定等が多く土地を確定するには字図等を取らないと図面が出来ないし番地がつかめないと測量会社の方から言われました。また、鞍手町は地籍等の精度が低く測量会社の方がこんなにひどい所は少ないとも言われ、よくよく聞きますと鞍手町は、地籍の精度が低く測量会社の方も鞍手町の仕事は大変で、大きな開発等をするには困難です。一筆ずつ確定したら50年はかかりますよと助言を頂きました。

地籍調査は、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。地籍とは、いわば土地に関する戸籍」のことです。

地籍の情報が行政の様々な場面で活用されています。

土地に関する記録は登記所において管理されていますが、土地の位置や形状等を示す情報として登記所に備え付けられている地図や図面は、その半分ほどが明治時代の地租改正時に作られた地図などをもとにしたもので、登記所に備え付けられている地図や図面は、境界や形状などが現実とは異なっている場合が多くあり、また、登記簿に記載された土地の面積も、正確ではない場合があるのが実態です。

地籍調査を行うことにより、その成果は登記所にも送られ、登記簿の記載が修正され、地図が更新されることとなります。また、固定資産税算出の際の基礎情報となるなど、市町村における様々な行政事務の基礎資料として活用されます。

地籍調査の実施者と費用としては、ここで言えば鞍手町がするんですが、必要な経費の2分の1は国、4分の1は県が補助しています。さらに、市町村や都道府県が負担する経費に

については、80%が特別交付税措置の対象となっていることから、実質的には市町村は5%の負担で地籍調査事業を実施することが可能です。

このように、事業に要する経費は市町村、都道府県、国が負担しており、地元住民の方に個別に負担を求めることはありません。

しかし鞍手町はすでに昭和38年に実施していますので、県にお伺いしたところ補助金等はないと聞いています。今後のことを考え何か手立てがあると思いますので研究していただきたい。

次に、地籍調査をしないと、これは精度が低い鞍手町のことを言っていますけど、こんな困ったことがあります。

まず、一つ目は土地の境界が不明確で、土地取引等を行う際にリスクを抱えます。

例えば土地を購入し、改めて測ってみたら登記簿の面積と違っていた。また、塀を作り替えようとしたら、隣の土地の所有者から境界が違うと言われた。相続を受けた土地の正確な位置がわからなかったなど、このようなトラブルが発生することがあります。

このようなことは制度の高い地籍調査を行っていけば、個人が土地を分筆する場合などにおいても、境界が不明確な場合に比べて必要な調査・測量の費用負担を軽減することができます。これは個人の場合で、そう言うメリットがあります。

二番目に、まちづくり計画等の支障であり、また民間開発にも大きな支障を生じます。

今後、鞍手町発展のため行われるであろう、土地区画整理事業や市街地再開発事業のような面的な開発事業、道路・街路整備、マンション建設などの民間開発事業など、様々な形でまちづくりを進めていく上で、土地の境界確認の作業が必要となります。

しかし、地籍調査を実施していない場合には、土地の境界確認完了までの期間が長期化する場合があります。

また、土地の境界確認に要する多額の費用等を、事業を実施する者(民間等)自身が負担せざるを得ないことから、土地利用やまちづくりを阻害する要因となります。

鞍手町発展のため行われるであろう、土地区画整理事業や市街地再開発事業のような面的な開発事業、道路・街路整備、マンション建設などの民間開発事業などが様々な形でまちづくりを進めていく上で、土地の境界確認の作業が必要となります。

しかし、地籍調査を実施していない場合には、土地の境界確認完了までの期間が長期化する場合があります。また、土地の境界確認に要する多額の費用等を、事業を実施する者自身が負担せざるを得ないことから、土地利用やまちづくりを阻害する要因となります。まとまった規模の再開発等では、地籍が不明確であることが大きな障害となります。

特に、民間企業が境界の調査を行う場合には、境界立会を求めるとや土地への立入りについての法的権限を有しておらず、また、行方不明者や相続人の追跡に当たっての資料の入手も難しく、官民境界確認作業も行政との間で時間がかかってしまいます。

さらに調査結果によっては、地図訂正を行う際も所有者からの申し出という手続きを踏まなければならない。事前に地籍調査が実施されていけば、開発に当たって、計画の立案や

境界調査がスムーズに進み、期間が短縮できると考えられます。

その他に大規模災害の場合など復旧の遅れの要因にもなります。

災害が発生した場合、道路の復旧、上下水道等ライフライン施設の復旧、住宅の再建等が急務となりますが、地籍調査を実施していない地域では、災害復旧にあたり、まず土地の境界の確認から始める必要があります。

災害によって土地の境界を示す杭が無くなったり、移動したりしてしまった場合には、立会い等により土地所有者等の確認を得るなど、災害復旧に着手する前に多くの時間と手間が必要となることから、被災地の復旧・復興が遅れる原因にもなります。

熊本も、この前の地震でGPSとかでとってあれば良かったのですが、かなりずれたりしているので大変だそうです。

次に、四番目に公共用地の適正管理への支障となります。市町村等では、道路や各種公共施設等、自ら所有・管理する公共用地について適正に管理する必要があり、隣地の所有者等から求められれば境界の確認事務も行っています。

しかし地籍調査を実施していない地域では、境界が不明確であるために、管理すべき範囲を正確に把握できないとか、境界確認申請の件数、一つの土地を決めようと思ったら周りを測らなくてはならないという意味ですが、その事務作業が煩雑である等の問題が行政側に発生します。また住民側にも、境界確認申請の資料作成のためにコストがかかる等の問題が生じます。また、適切な森林管理等の支障ともなります。

このようなことから精度の高い地籍調査を実行すれば、効果として一つ目、土地の境界をめぐるトラブルの未然防止、二つ目、登記手続の簡素化・費用縮減、三つ目、土地の有効活用の促進、四つ目、建築物の敷地に係る規制の適用の明確化、五つ目、各種公共事業の効率化・コスト縮減、六つ目、公共物管理の適正化、災害復旧の迅速化、課税の適正化・公平化などの効果が見込まれます。また、デジタル化にすることでGISによる多方面での利活用もできるなどの精度の高い地籍調査をすることで、町民の方にも各種公共事業にもメリットはたくさんあります。町長の考えをお聞かせください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

いま、議員さんがおっしゃいました地籍調査のメリットは、議員さんの方から言われたので割愛をさせていただきますが、ただ、この地籍調査を行うにあたりましては莫大な事業費が掛るんですね、それとおそらく何十年もの期間を要すると、調べましたらそういうふうな事でございます。

つまり、財源、人的支援そして専門部署の確保、いふなればこれに特化した課を創設しなければいけないと、裏を返すとやはり金が掛かるということにもなります。

国におきましては、昭和30年代から国土調査事業を10カ年計画で、第一次計画がはじまり、現在は第六次計画に至っております。

本町におきましては、昭和30年代に先ほど議員がおっしゃいましたが先進的な、昭和30年代に、本町も先進的に取り組まれておると聞いております。当時の調査で作成されました地籍図が法務局でも、今現在活用されているというところがございます。ただ、当時の調査が不十分であったことに起因すると思われる問題があるのは承知をいたしておりますが、国土交通省の話によりますと鞍手町の場合すでに昭和30年代に国の財政的支援により他団体に先駆けて地籍調査を行っておりますので全国的では、まだ、一回目の地籍調査を完了していない地域も、まだ、たくさんあると聞いております。

本町におきましては、再度国の財政的支援を受けることは難しいということらしいです。先ほども冒頭に申しましたように、これを行うとすれば町の単独事業でやらざるを得ないという、じゃこれで何億、何億じゃきかないと聞いております。何十億も掛ると聞いておりますので、ちょっと現状としては非常に厳しいのではないかと、そのように考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

思ったとおりの答えが返ってきましたが、なぜ私がこういう事を言い出したかといいますと、つい先日にトライアルのところの、今、新しくトライアルが出来てまして、セットバックして歩道みたいのが出来ていますが、これ一部ないところがあります。

交差点のところTの字に向かってないところがあります。これを広げることが出来ないのか、役場の担当者に聞きました。そしたら測量費が大変で難しいですという答えが返ってきたのですが、全体で地籍図をやり直そうとしたら数十億で済むかどうか分かりませんが、これから開発していこうとする地区がありますよね。

町長が思われている今後開発していこうとする地区、そういう所はやっぱり先駆けてではないですけど、町単費じゃなくて何か国か県のものを探してやっておくと民間開発をしようと思う事業者が来やすいですよ。ゼロからする、マイナスからに近いですよ、地籍図も先ほど言われましてけど法務局にあります。

しかし、いま法務局もデジタル化されて、ネットで取れるようになっていますが鞍手は取れません。データベースがそうゆうふうになっていないです。そういう話も聞きます。

あくまでも精度が昭和31年から昭和38年にかけて測量したということは、いまGPSで点を落とす時代です。

昭和30年代でやって、先駆けてやったは良いのですが、それから数十年の間に技術とか精度がものすごく上がっています。だいたい千分の一の図面が出来ていますが、1mm違えば1m違います。こんなことを考えると、おもだった所は少しでも予算化してやっていく何十年計画でも良いと思います。そういうふうに少しずつでもやって行って頂きたい。

私が考えている大きな開発な事も話すと、その件で図面を役場から取ったのですが、全部実費ですけども、地籍図をもらいました。

測量会社に渡して地籍図で開発する所を見てもらったら、筆界未定とかいろんなものがあるって、これ一筆ずつ確定していたら50年以上掛ります。こういうふうな話が出て来るわけですね。

そういう事を考えますと、あくまでも町が企画する今後の計画として、ここは開発していかうとか、コンパクトシティとか色々と考えられていますから、そういう所は少しでもやっつけていかうとしないと民間が開発しに来ないと思います。そういう事で話しをしていますが、町長如何ですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今、竹内議員がおっしゃいましたことは、そうですね当時はやはり測量技術というのは今からすると相当の誤差が、遅れている、今だいぶん、コンピューターもありますし、色んなGPSもありますのでかなり精度が上がってきていると思います。ですから当時正確にやっけていても今の精度ですと当然のことながら今の精度が高いですからそれなりの誤差が出て来るのではないのかとそうのように思っております。ただ、部分的において先ほど議員がおっしゃしましたトライアルとか今後、当面、開発されるであろうというべき所は少しずつでもやられた方が良くないかと言うことにおきましては、私は今ここで予算面も当然ありますので測量でどれだけ金が掛かるのかというのはちょっとここでは私はなんとも言えませんので、その辺のところは少しお時間を頂ければと、そのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

次に行きます。

地籍図・字図・旧字図・地形図等のデジタル化の現状と今後の見通しについて、とりあえず現状を答弁頂きたいと思います。

○議長 星 正彦君

税務住民課長

○久保田 隆一君

お答えいたします。

現在、町で保有している字図、旧字図等につきましては、いずれも原図はマイラー用紙等で保管し通常は原図をコピーしたものを使用しており、現状はデジタル化をしておりません。この件につきまして近隣市町にお尋ねしたのですが、まだ、デジタル化はしていないということで、本町同様紙ベースで対応しているということです。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

地籍図、字図、近隣市町のどこで聞かれたか分かりませんが、結構デジタル化になっているのは都会の方なのかな、そのような話を聞きます。なぜかと申しますと紙ベースで旧字図とか倉庫に取りに行かれるのですが字図とか地籍図は下に置いてあるのかしれませんが、旧字図が欲しいのですがと言うと、倉庫にありますと行って倉庫から取ってきてコピーしますと今後、万が一大災害が起こったり、火災が起こったりした場合のことを考えると、データベースをデジタル化にしてPDFなりなんなり本当はTIFFが良いと設計屋さんには言われますけどね。そういうふうな物で保存されるべき物ではないかなと思います。

なぜかと言うと、この前旧字図を取った時になぜ、取らなきゃいけないかという地籍図が筆界未定で、旧字図をそこにのせない土地が確定出来ないような地籍図だったわけですよ。そういうところから、例えば紙ベースでもらいますとそれをスキャンしてそれをデータの上のせていくというやり方をしないといけないのですごくコストが掛るのです。

それをPDFとかそういうファイルでもらえるかももらえないか分かりませんが、そのようなものであれば、それはすぐ反映できるからコストがすごく安く出来るという面でのデジタル化をお願いしたわけです。

それで問題の所在としては、今のようなことですが、先ほどちょっと言いましたけどGIS地理情報システムですね。

単純に言いますと皆さんが使われているGPSのナビですね。ああいうものもこのGISの位置情報システムみたいなもので使われています。これは都会ことをあまり言っはいけないと思いますが、地籍図がちゃんとしたものがあれば、上に航空写真のデータベースを乗せたり、上下水道の配管を上に乗せたりそういうふうにして、すべての情報が一つのコンピューターで出来るようになるのです。

地図があって航空写真があったり下水道の管があったりそういうふうなことをする為には、すべてデジタル化に将来的にはもって行って頂きたいと、道路管理についてもそうです。下水道管理についても固定資産管理についても、法定外公共物、里道とか水路ですね。

そういうものもGISというもので使えば、すべて効率化になります。

そういうことからデジタル化を今後して頂きたいと思いますが、町長の考えは。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。議員がおっしゃいますように、デジタル化が本当は一番ベストではないかと思えます。

ただ、今現在デジタル化というのは調べによりますと、紙ベースをデジタル化したもので、交付する図面は紙の図面をコピーしたものと同一のことを伺っております。

災害があった時、紙ベースがたとえば全部焼けたりとか、水で汚染されたりした場合どうなるのかという事ですが、一応これは法務局に保管されている分が主でありまして、町が保

有する図面は法務局の補完図面となっていますので、仮にうちで何かあっても法務局の分が主でありますので、そこで取れると言うことで一応は担保されているということでございます。

本格的にデジタル化をしようということになりますと当然のことながら予算が伴いますので、この辺も担当課といたしましては、まったく数字が読めておりません。

試算すら出していない状況でございますので、今ここでどうするということにはですね、やっぱりお金、税金を伴いますので、ちょっとお時間を頂ければと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一

デジタル化する事によって、すべてのコストが下がってくるのですよね。いろんな面で。

今、法務局に原本があるから大丈夫みたいな事をいわれましたけども、先ほどちょっと言ったように紙ベースでもらってそれをスキャンしますが、縮尺が違ったりする訳です。

そういうものを上に乗せて正式な図面を測量屋さん頼もうとすると莫大な金が掛かるんです。こういうものもデジタル化とかをして頂いて、地籍もちゃんとしたものを作って頂ければ半分以下になったりする訳です。

だから将来的な民間開発とか住民の方の財産を守るためには、少しでもそういう事に取り組んで行って頂ければ税金を使うという話も今言われてきてけども、税金を使って町民の方とか周りの方が助かるんだったら使ってもいい税金じゃないかと思えます。

今後それを前向きに、町の開発は一生懸命されていますから、こういうことも前向きにして頂いて、よそから鞍手は開発しやすい所よねと、これ、まったく逆ですからね。測量会社は仕事をしたくないと言っています。そういうレベルの感じになっていますので、だからそういう面でも私が今日質問した地籍とかデジタル化とかそういうもの前向きに検討して頂きたいと思えます。答弁あったらお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。まずはこちらの方で調べをしていきたいと思えます。以上です。

○議長 星 正彦君

以上で竹内利一君の質問を終了します。

次に、4番議員 宇田川 亮君の質問を許可します。

宇田川 亮君。

○4番 宇田川 亮君

通告に従いまして2点について質問いたします。

1点目は地震対策についてです。

熊本大震災が発生して5ヶ月が経ちますが、体に感じる地震はいまだに続いています。

政府の地震調査研究推進本部によりますと、今後30年間でマグニチュード7.0程度の地震が発生する確率は、熊本の布田川断層帯で0～0.9%でした。

その一方で、鞍手町に近い福知山断層帯の発生確率は0～3.0%と熊本よりも高い発生率が示されています。

そこで、お尋ねいたしますが、鞍手町における地震発生についてどういう認識を持たれているのかお答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

福岡県内には、議員も御承知かと思いますが、主要な活断層といたしまして、小倉東断層、それから西山断層、警固断層、水縄断層、福知山断層、それから宇美断層の6つの断層があると伺っております。

そのうち鞍手町に大きく関係する断層は、西山断層と福知山断層であります。

この2つの断層による地震発生の確率は、低いとは言われていますが、しかしながら今回の熊本地震のように、どこでいつ大きな地震が発生するとは、予測が出来ないと思っております。

本町におきましても、例外ではないかそのように認識をいたしております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川 亮君。

○4番 宇田川 亮君

私も含めてですけれども、鞍手町は地震が少ないという安全神話とでも言いますか、これはもう行政にも、町民の皆さんにもあると思います。

しかし、九州でも、2005年の福岡西方沖地震を経て、今回の熊本大地震で甚大な被害がもたらされています。

これからは、地震はいつ起こってもおかしくないという前提で対策を進める必要があると思います。

その点について、もう一度、町長の答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃいますように、私も同感でございます。

ですから、いろんな建物においても、耐震診断も継続的に行っているところでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川 亮君。

○4番 宇田川 亮君

はい。じゃあ、次にいきますが、建築基準法で、1981年以前は、震度5程度で倒壊しない耐震性能という基準が設けられていました。

その後、1981年の改正では、これが震度7程度に引き上げられました。

そして、2000年に阪神大震災を教訓に地盤調査、軸組の金具固定、耐力壁バランスの規定が設けられました。

鞍手町における木造住宅のうち、2000年の新耐震基準を満たしていない建物、これはどれくらいの戸数に上るのか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず、これはデータの的なものでございますので、税務住民課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

税務住民課長

○税務住民課長 久保田 隆一君

はい。現在の木造専用住宅の総数は、約6,800棟、内2000年までに建築された戸数は約5,700棟です。

以上です。

○4番 宇田川 亮君

先ほどの安全神話と言いますか、鞍手町には地震が少ないという、先ほども言いましたが、私も含めてですね、比較的地震に対しては遅れている、耐震化についてはですね、そういう地域であるとは思いますが。

そういうことが今回の耐震化の遅れにもつながっているかと思えますけれども、新耐震基準を満たしていない木造住宅だけで5,700棟という風に先ほど言われました。

ほとんどの木造住宅がそうだろうということですが、耐震診断、設計、改修工事、この耐震基準を満たすためにはですね、耐震診断等、設計、改修工事が必要になってきます。また、家具の固定についても必要になってくると思えます。

今回の熊本地震で、家屋の倒壊とともに、家具が倒れて圧死するということが多々見られたということで、それも1つの教訓になっていますので、家具の固定も必要となっています。

今後、耐震化を進めるうえで、こういったものの補助制度が必要になってくると思いますが、現在こういった補助制度があるのかっていうのを教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ただいまご質問の補助制度につきましては、町独自ではですね、行っておりませんが、福岡県が行っている補助制度で、市町村が窓口となっているものがございます。その制度の内容につきましては、建設課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

建設課長

○建設課長 白石 秀美君

はい。福岡県が行っています補助制度について説明いたします。

耐震診断につきましては、耐震診断アドバイザーを派遣しまして、訪問調査を行う制度がございます。

これは、有料で目視調査による基本診断の場合が3千円の負担が必要です。それから、目視調査と小屋裏及び床下の進入調査の場合は6千円の利用者負担が必要となりますけれども、目視調査と小屋裏、及び床下の進入調査を行った方で、ご希望される方には耐震改修計画書及び工事概算見積書も作成してもらおうことができるというふうになっております。

耐震化の改修工事につきましては、資格要件を満たせば耐震改修工事に要する費用の20%、ただし金額の上限は30万円と定められておりますけれども、この助成金が給付される制度となっております。

この資格要件ですけれども、大きく5項目あります。

1つは、昭和56年5月31日以前に建築または着工された木造戸建て住宅である事。

2番目は耐震診断で建物の構造評点が、1.0未満と診断され、改築工事を行って1.0以上になるものである事。

3番目に建築基準法に違反していない建物である事。

4番目に現に入居者がいること。

あと5番目が最後ですけれども、対象となる住宅の所有者が税などの滞納がないことという、以上大きく5つの資格要件がございます。

この助成制度につきましては、町の広報誌、鞍手広報でもお知らせをしておりますけれども、今年度が3年目で一応最終年となる見込みであるということをお知らせしております。

以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川 亮君。

○4番 宇田川 亮君

この耐震補助制度は、県の分をそのまま活かしていますが、まずこれまでにこれを受けられた方、何件ありますか？

○議長 星 正彦君

建設課長

○建設課長 白石 秀美君

現在、この補助金で補修工事をされたという方、まだありません。

診断を受けられたという方が、26年に1件、27年に1件、28年に1件ということで3件です。

問い合わせは、毎年数件あっておりますけれども、なかなかご利用が少ないという状況です。

○議長 星 正彦君

宇田川 亮君。

○4番 宇田川 亮君

まずですね、自分の家が耐震基準を満たしているのかどうかと、もし満たしていなければ、どれだけ低予算で満たせるようなことができるのかというのが一番知りたいと思うのです。

今、あの熊本の地震が起きまして、その後1級建築士の方で、この間テレビであっていましたがけれども、あの特に壁が耐震に役立つということで、壁をやり替えるだけで大丈夫ですよとか、いろんなアドバイスができる方みたいですが、もちろんいくらお金は掛かりますけれどもね、これ自体、町民が分からないのではないのでしょうか？

熊本地震が起きたのが4月です。やっぱりこの近くで地震が起きれば、やっぱり町民の方も関心が持たれて、今後ちょっと診断をしてもらいたいというような方も増えてくるんじゃないかと思います。

そういった中で、県の補助事業が今年で終わりというような話もありますけれども、各自治体独自で県の補助事業にプラスアルファして、補助をやっているところがたくさんあるんですよ。

県下60市町村あります。そのうち鞍手町の20%の上限300万円というところがですね、3分の1しかないのですよね。あとは、すべて上乘せしています。

特に40%以上の上乗せをしている所、これが60市町村中35自治体、同じ町村の中でも半分の自治体が32町村ありますけど、16の自治体が40%以上の補助、で上限も60万という形になっています。

鞍手町はもう、県の補助事業をそのまま下ろして窓口になっているだけの話で、本当に耐震化を進めようという形にもなってないと思うのです。

そういった意味では、こういったアドバイザー的なもの、それから住宅改修の補助的なものについても、これがもっと真剣に取り組む必要があるのではないかというふうに思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。

そうですね、議員がおっしゃいます、上乘せ補助ですか、これにおきましては、ちょっと、うちの財政の方とも協議をしながらですね、ちょっとお時間を頂ければなどそのように思っ

ております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川 亮君。

○4番 宇田川 亮君

はい。もう、それこそ町村の中でも半分以上がそれだけやっていますので、一番遅れた所だろうと思います。

宮若市、宗像市でも、もう5割以上、補助が50%になっています。宮若市は3分の2の補助ですね。それから宗像市も3分の2の補助、66%、67%の補助金を出しているということですから、本当にすぐ隣の町や市が、そういったものになっている中で、そういうところにもアンテナを張って1回地震が起きたら、鞍手に住まないで宗像に住んでおけばよかったとか、そういう話になってくると思います。

是非そういったものも、アドバイザーの費用も含めて、町民が利用しやすい、確認しやすいような制度も、補助制度も是非考えていただきたいと思います。

次ですけれども、もしも、大きな地震が起きて被害が出たとき、被災した建築物の応急危険度判定、罹災証明書発行に欠かせないのが家屋の被害認定調査員というものです。

こういった調査員が必要になってきます。この調査員の確保といいますか、その時どうするのかということですね、なかなか今度の熊本の地震でも、この罹災証明書が発行されなくて、なかなか補助と言いますか、助けが受けられないというようなこともありますので、こういうことも事前に考えておく必要があると思います。

この点についての答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

総務課長

○総務課長 藤原 光徳君

罹災証明書を発行するための調査をする調査員の確保についてということですが、地震の規模にもよりますが、今回の熊本地震のように、大きな災害が発生した場合は多数の調査員が必要となっております。

そうした場合は、災害対策基本法により、市町村長は都道府県知事等や他の市町村長等に対する応援の要求ができるようになっておりますので、それに基づきまして、早急に調査員の確保は行いたいと考えております。

また、本庁だけで対応できるような小さな規模の災害であれば、本庁職員で対応したいと考えております。

以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川 亮君。

○4番 宇田川 亮君

小さな災害であればそういうこともあるんでしょうけど、大きな災害になったら、どこも調査員が必要になってくるわけですよ。

他の市町村に頼んでも、それはなかなか難しいという形になってきて、北九州市は政令都市ですけども、北九州市でいいますと、罹災証明書発行等の調査員の増員、これは早急に体制を整えていきたいと市長も答弁されているようです。

これはもう北九州市だけですから、あとの市町村、地震はそこだけに限りませんから、やっぱり、いろんな地域に広がってくると思いますので、県に要請、他の自治体といっても、どこまで要請できるのか、といかいいうのも含めて是非、調査なり確認をしておいていただきたいというふうに思うんですけども、もう一度、答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

そうですね、議員がおっしゃいました、今回のですね、熊本の地震におきましてはですね、かなり上方の方、関西そして全国からですね何名かずつ調査員のための要請があっておりました。

ですから、日本全国、全部地震っていったらそれはもう大変なことでしょうけども、例えば熊本であった時には、大阪、東京、全国の自治体からですね、何名かずつ派遣があって対応したということを伺っております。

ですから、そういう意味においては、今回熊本で、うちの鞍手町からも、数名派遣をいたしております。だからそういった経験測がございますので、そういったこともいろいろと、踏まえながら今後対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川 亮君。

○4番 宇田川 亮君

わかりました。いずれにしても、先ほどから言っていますように、いつ地震が起きてもおかしくないというような状況で、それに対する補助なり、体制を整えていただきたいということで前向きにやって下さい。お願いします。

次の質問に移ります。

次に奨学金制度の抜本的改善についてお尋ねします。

現在、子どもの貧困化が問題になっている中、高校や大学などに進学する際に、奨学金を借りて進学する子どもたちも増えていると思います。

しかしながら、この子供たちは卒業と同時に、多額の借金を背負って社会に出なければなりません。社会人のそのスタートが、マイナスからの出発です。

こういった子供たちを出さないためにも、給付型の奨学金制度の創設や全ての奨学金を無利子にすることなど、また、すでに卒業されてある既卒者の奨学金返済の減免制度を作るな

どの抜本的改善が必要だと思いますが、町長、教育長の考えをお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

はい。お答えいたします。

まず、文部科学省は返還する必要がない給付型奨学金制度の創設に向けた検討チームを設置し、具体的な制度設計の議論を始めたと聞いております。

私も、給付型奨学金制度は経済的な事情で、進学を諦めざるを得ない子供たちに、希望を与えるものであり、重要な制度と考えております。

しかしですね、その一方、財政面の問題や給付型奨学金は渡しっぱなしになるという、まあ、町民が納得できる制度にすることが重要ではないかな、とそのように考えております。

以上であります。

○議長 星 正彦君

宇田川 亮君。

○4番 宇田川 亮君

現在の町の奨学金の現状がもしわかりましたら、教えていただきたいですが。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

はい。お答えいたします。

現在の奨学金の制度ですが、平成4年からですね、平成27年までに貸し付けた件数は全部で38件ございました。

そのうち償還が終わっているものにつきましては29件で、現在償還中の方が7名で在学中の大学生と高校生が2件ということでございます。

以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川 亮君。

○4番 宇田川 亮君

奨学金自体は、町だけのものじゃないけれども、あの、ヨーロッパの方でも給付型っていうのも当たり前になっているのですよね。そういうのも踏まえて文科省、今検討に入っているとところです。

今現在、町の状況は7件が償還中、実際に在学中の方が2件、2人だけというようなことですので、あんまり件数的には少ないけれども、せめてやっぱり無利子にするとか、減免制度を作るだとか、町の部分も含めてやっていかないといけないと思います。

奨学金はいろいろ奨学金があります。

町独自のものもあれば、他のところもありますから、文科省が検討に入っていれば、国に

もっと強く要請して早く給付型のものを作ってくれだとかいう要請もぜひ、町長としてやっていただきたいと思いますが。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

そうですね、国の方にはですね、町村会などを通じまして、要望を行っていききたいと、そのように考えております。

そしてまた、子育て支援といたしましては、もう何度も申しておりますが、来月からは中学3年生まで医療費を無料にすると、おそらく私の考えと宇田川議員さん、ここにおられる議員さんの考えは、いろんなサービスを町民の方にしてやりたいというのは、私もほんとに、その様に考えております。

ですから、出来ることから1つずつ、1歩1歩、財政面をいろんなお金のやりくりをやってですね、今後、取り組んでいきたいとそのように考えております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川 亮君。

○4番 宇田川 亮君

町長の考えもわかりますし、ちゃんとやっていたらいいなという思いはあります。ですから、こういうこともしてもらいたいという提案といいますか、要望もしながらそして、国の財政で使えるようなものがあればですね、それも紹介していきますし、そういうのも含めてですね、より良い教育環境と、子育て環境も作っていききたいというふうに思いますので、今後とも前向きにですね、ご検討いただければというふうに思います。

以上で質問終わります。

以上で宇田川 亮君の質問を終了します。

これで、全ての一般質問は終わりました。

この際、休会についてお諮りします。

明日13日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日13日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 15時08分

平成28年鞍手町議会第3回定例会会議録（第3号）						
平成28年 9月14日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成28年 9月14日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成28年 9月14日 午後2時18分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊 井 照 明	出 欠	1 1	岡 崎 邦 博	出 欠
	2	須 藤 信 一 郎	出 欠	1 2	須 山 由 紀 生	出 欠
	3	川 野 高 實	出 欠	1 3	須 藤 敏 夫	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	竹 内 利 一	出 欠			
	6	田 中 二 三 輝	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	鯨 坂 省 治	出 欠			
	9	栗 田 幸 則	出 欠			
10	久 保 田 正 之	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 議員	4	宇田川 亮		5	竹内利一	

職 務 出 席	議会議務 局長	渡 辺 智 文	出 欠	議会議務 局長補佐	武 谷 朋 視	出 欠
	町 長	徳 島 眞 次	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	副町長	阿 部 哲	出 欠	建設課長	白 石 秀 美	出 欠
	教育長	水 摩 幸 隆	出 欠	政策推進 課 長	三 戸 公 則	出 欠
	総務課長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	福祉人権 課 長	守 田 純 子	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	第121条 により説明	税務住民 課 長	久 保 田 隆 一	教育課長	筒 井 英 和	出 欠
	出席者の 職氏名	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠 原 哲 哉	保険健康 課 長	松 永 憲 昌	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

平成28年第3回鞍手町議会定例会議事日程

9月14日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第59号 専決処分の承認（鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第2 議案第60号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第61号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第62号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第63号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第64号 平成28年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第65号 平成27年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第8 議案第66号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第9 議案第67号 平成27年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第10 議案第68号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第11 議案第69号 平成27年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第12 議案第70号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第13 議案第71号 平成27年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第14 議案第72号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 議案第73号 平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第74号 平成27年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第17 議案第75号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成28年度固定資産税の課税免除
- 日程第18 議案第76号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第65工区）請負契約の締結
- 日程第19 議案第77号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第66工区）請負契約の締結
- 日程第20 議案第78号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）

平成28年9月14日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第59号 専決処分の承認（鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回、児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行に伴って、今回の条例改正ということになっていますが、児童扶養手当法の一部改正の中身をどういうふうに改正されたのかを教えてください。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

お答えします。

今回の児童扶養手当法の改正内容につきましては、児童が2人以上の1人親家庭の経済的負担を軽減することを目的に、第2子に係る加算額を5千円から1万円に、第3子以降に係る加算額を3千円から6千円に見直すものです。

それと加算額についても、物価スライドを適用するとともに、年収に応じて支給額を低減させることとなっています。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

只今議題となっています第59号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第59号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第60号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の18頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について18頁から27頁まで質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○4番 宇田川 亮君

21頁のふるさと納税推進費で記念品料、40万円のマイナスという形になっていますが、ふるさと納税を推進するということですので、この時期でマイナスが出ているその理由を教えてください。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

はい。お答えいたします。

この、ふるさと納税推進費につきましては、6月定例議会におきまして、事業費合計で862万円の追加補正をさせていただいております。

その後ふるさと納税サイト、ふるさとプラスとの受託事業者と協議を行った結果ですね、事業を円滑に実施するために、この予算の組替えを行う必要がございましたので、今回補正をあげさせていただいております。

具体的には8節 報償費 記念品料で40万円を計上しておりますが、これは記念品料を含んでいた商品の送料を12節 役務費の郵便料に予算を組替えるものでございます。

なおこれによりまして、8節 報償費 記念品料の補正後の予算はふるさと寄附金の歳入予算500万円の4割にあたる200万円相当になるという形でございます。

全体的にこのふるさと納税の関係の組替えを行っているという内容でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

宇田川 亮君。

○4番 宇田川 亮君

はい。わかりました。ありがとうございます。

それと23頁ですね、安全対策費の防犯灯設置補助金が547万円と出ていますが、これの件数、それから鞍手町全体であとどれくらいLED化に変えないといけない防犯灯が残っているのかというのが分かれば教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

はい。お答えいたします。

これは、負担金補助及び交付金で、自治区の防犯灯のLED化を推進するための補助として、1件当たり1万円の547基分として、防犯灯設置補助金547万円を追加しております。

これは、自治区が管理する防犯灯につきまして、今年度から3年間をかけた、全町的にLED電球に更新するもので、平成28年5月に全自治区に所要額調査を実施しましたところ、その結果、初年度となる平成28年度分の必要額として、547万円を追加したいと考えております。

3年計画ですので平成29年度におきましては、約304基、平成30年度におきましては、175基を予定しております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

岡崎 邦博君

○11番 岡崎 邦博君

同じく23頁ですけど、シティプロモーションの推進事業費として、業務委託料が43万2,000円ありますが、その中身についてお願いします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長

○政策推進課長 三戸 公則君

このシティプロモーション推進事業費につきましては、町をPRするというので、本年11月15日から12月25日まで、福岡市の博多駅前と福岡市役所前広場におきまして、クリスマスマーケットin光の町博多2016というのが開催される予定となっております。

そちらのイベントにおきまして、鞍手町のPR活動をするという費用でございます。

それともう一つ昨年度、鞍手町のシティプロモーションの公認サポーターであります、山本華世さんに真ん中鞍手のコンサートというのを、くらて中学校におきまして開催していただいております。

本年度も開催する費用としまして、この関係予算をあげさせていただいております。

真ん中鞍手のコンサートにおきましては、今の段階では予定としまして12月23日を予定しております。

内容としましては、主たるものはバイオリンの演奏などを検討しております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

博多駅前と福岡市役所前広場で、クリスマスイベントのPR活動というお答えでしたが、どのようなPR活動にいくらの費用がかかるのかということと、山本華世さんの真ん中鞍手のコンサートはいくらかかるのか、この内訳を教えてください。

○議長 星 正彦君

政策推進課長

○政策推進課長 三戸 公則君

まだ詳細につきましては、具体的にどのようなものをするかというのは、今検討中ですが

れども、まずクリスマスマーケットのイベントにはですね、ステージイベントに対する出演という形になっておりますので、それに関係する出演者、関係費用ということで10万円に消費税程度を考えております。

それから、真ん中鞍手のコンサートにおきましては、出演料につきましては、ある程度のご相談をしているところでございますけれども、主は、音響機材のような費用と考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

クリスマスイベントの方は、10万円に消費税ということですが、要するにこれは、ステージ関係ということであれば、誰かが出てその出演料ということになるのですか。

その辺と山本華世さんの方は、音響施設か出演料か説明もよくわかりませんが、それについてももう一度お答えをお願いします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長

○政策推進課長 三戸 公則君

はい。この事業につきましても、あくまでも委託して行っていただくということで、この委託費をあげております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、26頁から35頁まで質疑はありませんか。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君

○8番 鯉坂 省治君

はい。26頁の3款 1項 社会福祉費865万円マイナスになっております。

この内容を教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

4月に人事異動がありまして、職員の給与に関する補正となっております。

当初予算の積算は12月現在で計上しますので、4月の人事異動を見込んでおりません。

4月になったら、また新しい人事異動がありまして、人が変わってまいりますので、それに伴って給与の組替えを行っております。それに対するマイナスとなっております。

以上です。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君

○8番 鯨坂 省治君

はい。人事の変更ということで、人数が減ったということはあるのでしょうか？

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

はい。人数の変更はございません。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

29頁 地域介護福祉空間整備推進事業費として92万7千円が上がっていますが、その中身について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

地域介護福祉空間整備事業につきましては、この事業は介護従事者の介護負担の軽減を図るために、介護ロボットを導入する介護施設や事業所に費用を助成するものです。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

具体的には、どういう介護ロボットをどこに導入するのですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

はい。お答えいたします。

内容としましては、パワースーツになっております。

これは、1事業所の方から申請がありまして、上限額として92万7千円ということで内示がありましたので、今回補正で計上させていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

次に31頁 保育対策総合支援事業補助金で200万円ありますが、これはICT化による業務効率化推進事業ということで、私立保育園の方から申請があったということですが、このICT化による業務効率化推進事業というのは、そもそもどういう事業になるのですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

はい。この事業は、保育所等の保育士の業務、特に事務等の業務が負担になっているということで、書類作成などの業務について、ICT化を進めることで保育士の業務を軽減する、そういったものを支援する事業になっております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

35頁 予防接種業務委託料で提案説明の時には、予防接種法の改正によってB型肝炎ワクチンの接種が追加になるということでしたが、どういう方が対象になって、どのくらいの件数が追加されるかを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

はい。対象者が、生後1歳に至るまでの者、接種方法としては、27日以上の間隔で2回、初回から140日以上経過後の計3回という形になっております。

件数が93名で予定しております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について、34頁から45頁まで質疑ありませんか。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

37頁 5款 農地費の15節 工事請負費、ため池整備事業で追加が行われていますが、どのような内容なのか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

この事業費につきましては、猿喰池の漏水が発生しまして、その補修工事のために99万2千円と、百立池の井堰巻上げ機が故障しており、その補修工事ということで100万円、合わせて199万2千円を計上しております。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

同じく37頁 農業振興費で力強い水田農業確立事業補助金とありますが、この中身について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

説明いたします。

この事業は、農地の集積の促進及び担い手に対する経営支援があり、今回、大規模経営体に対する経営支援として、農業生産法人が、稲わらと土壌改良剤を水田に鋤込むことにより、稲わらの腐熟を促進し、地力の増進を行い、肥料で補うことができない養分を補給し、稲の収量の増加や特徴ある米作りに取り組むこととして、福岡県単独事業に取り組んでおります。

採択基準としまして、農業生産法人でありましたら、自作地及び借地を合わせた面積が40ha以上でございます。補助率2分の1でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

早すぎて、専門じゃないのでわかりにくかったですけれども、補助率2分の1ということは、全体の事業費というか、それが120万円ということではよろしいでしょうか？

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

事業費は129万6千円です。

9万6千円は消費税であり、補助事業の補助率の対象外でございますので、120万円の2分の1でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

45頁 町営住宅の維持補修事業費の修繕料254万5千円ですが、結構毎年、修繕していますが、今回はどういう修繕内容なのか場所も含めて教えて下さい。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

今回、当初予算で564万円の修繕料を計上させていただいていましたが、7戸の退去がございまして、次に入られる方のために補修をいたしました。

それが約350万円かかっております。通常の修繕費用は、130万円から140万円くらいで、例年並みには使っているわけですけれども、主な要因としては、退去された7件の修繕費用となります。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

場所がわかりましたら、教えて下さい。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

7件の内訳は、六反田が町営住宅4件、改良住宅で亀ノ甲が1件、泉水が1件、舟川が1件合わせて7件となっております。

改良住宅につきましては、3件その後、入られる方が決まりましたけど、六反田の4件につきましては、8月に広報にも載せまして募集をかけました。

1件だけ応募がありまして、審議会にかけまして入居が決定しておりますが、3件につきましては、まだ空き家の状態ですので、また10月に再募集をかけたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

これは、改良住宅が主ですが、例えば唐ヶ崎の町営住宅で言えば、退去されたら、もう古いからということで、柴田町長の時から、もう全部更地にするというような政策でこられてあったと思うのですが、そういう政策に合う町営住宅と、まだ使えるから補修して使う町営住宅とあると思うのですが、そこは区別して考えてあるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

町営住宅の中でもですね、早い時期に建てられたものは、昭和28年ぐらいのものもございまして、耐震基準が新耐震基準になった昭和56年までの間に建ったものが多いです。その中でも、約7割、8割くらいは木造のものになりますので、耐震基準というよりも、耐用年数的に厳しいものが多いので、そういったものについては、撤去していく形で考えております。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

37頁 建設課土木係のところ、用排水路の維持補修費が修繕料として50万円計上されていますが、修繕内容とその場所について教えてください。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

この修繕料につきましては、通常の維持補修を行う費用として100万円ほど当初つけていただいておりますけれども、7月までに52万円ほど既に使っております、残り48万円ほどになっているという状況で、あと今年度この先まだ、こういった修繕が発生する可能性があるということで、50万円、具体的にこれにということではなくて、緊急に対応できるようにということで、追加補正させていただいています。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

田中二三輝君

○6番 田中 二三輝君

41頁 道路維持費の工事請負費が242万円ほど減額にされておりますが、この内容を教えて下さい。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

この、工事請負費につきましては、直方・宗像線の工事を現在、新延の郵便局付近で行っているのご存知かと思えます。道路の拡幅工事を行うんですが、この県道沿いには谷山池からパイプラインが通っておりまして、ちょうど道路の横の碓池の方に入っております。

拡幅に伴いまして、パイプラインを布設替えする必要があるということで、工事費を当初から上げていたんですけども、こういった工事の場合は水道事業の方に委託工事をする必要があるということで、この予算書の工事費の上の方の委託料で同じ242万円を組替えをしております。

○議長 星 正彦

田中二三輝君

○6番 田中 二三輝君

わかりました。その工事自身がどこかの工事等を中止としたというのではなくて、あくまでも経費の組替えということでございますね。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

久保田正之君

○10番 久保田 正之君

40頁 8款 土木費で急傾斜地崩壊対策事業費ですが、これは場所と新規か継続かそれだけ教えて下さい。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

これは、小部良地区のものですが、前年度までに崩壊防止工事は完了しております、確定測量もすでに完了しております。

本年度は浸食防止、防草工事ということでモルタルの吹付けなど行うようにしております。

○議長 星 正彦君

久保田正之君

○10番 久保田 正之君

継続事業ですか？

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

継続のものでございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

9款 消防費及び10款 教育費について、44頁から53頁まで質疑はありませんか。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

51頁 教育費 公民館費のところの調査業務委託料ですが、これは新耐震基準を満たしていなかったということで、中央公民館の耐震診断を行うということですが、後ほど武道館の議案も出てくると思いますが、これについても国の補助事業で行われるという認識でいいんでしょうか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

公民館につきましては、分野は社会教育施設というふうになりますが、この分については

補助制度ございません。

財源につきましては、過疎債を活用して実施する予定にしております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

47頁 小学校管理費で修繕料が147万6千円ほど計上されていますが、その中身について教えてください。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

修繕料につきましては、剣北小学校の揚水ポンプが故障いたしました。これは当初予定にない、緊急的な修繕が発生しましたので、当初予定していた修繕料の中から先にこの修繕をさせていただきましたので、その分の予算を追加で計上させていただきました。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

10頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

10頁から17頁まで質疑はありませんか。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

15頁、土地売払いと家屋売払いで、合計800万円ほどの歳入があるようになってます。この歳入は、最終的にはどのような処理になるのか。

この補正では、基金に繰り入れるとかそういうふうにはなっていないように見えるんですが、教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

今回、土地売払い収入と、家屋売払い収入を計上させていただいておりますが、これはあくまでも予定価格の分につきまして、計上させていただいております。

入札自体は8月30日に終わりましたので、確定した数字は12月定例会で補正として計

上させていただきます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

資産を売却することになったわけですから、当然その資産を売却しても資産の中で処理する、例えば積立金にするとか、引当金にするとか、一般会計上、一般企業の中ではあると思うのですが、せっかく売却したものを、一般会計に繰入れて、他に使ってしまえば資産が減耗していただくだけですよ。

だから、そういう処理が必要じゃないかなということで質問をしましたが、その辺の考えはいかがですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

はい。お答えいたします。

今、岡崎議員が申されましたように、町の資産を売却して、現金が入ってきたという形になりますので、この現金の取扱いにつきましては、今後、基金を積み立てるなどの方法で整理をさせていただきたいと考えます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第60号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第60号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第61号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第61号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第61号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第62号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第62号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第62号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第63号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第63号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第63号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第64号 平成28年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第64号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第64号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第65号 平成27年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

43頁 繰入金のところですけども、財政調整基金の繰入金が9万5千円ということにな

っています。

平成27年度は財政調整基金の繰入れが、ほとんどないという決算になっています。

また159頁の財政調整基金の年度末残高は、14億7千万円ほどで、平成26年度末よりも60万円ほど増えているということになっています。

ただ、会計監査委員の意見書の5頁を見ますと、一時繰入金が平成28年3月31日、年度末の1日だけ金融機関から7億円一時借入を起こしています。

監査委員の意見では、工事代金などの支払において、最低現金の不足の場合には、やむを得なく借入れるものとあるのですが、町長にお尋ねしたいんですけども、平成28年2月末の財政調整基金残高も、4月末の財政調整基金残高も5億円しかありません。

3月末の決算日、1日だけ金融機関から7億円を一時借入して、決算当日の財政調整基金残高は、私の見解としては、実際より多く見えるような会計処理になっているのではないかなと思います。

むしろ、財政調整基金が実際に14億7千万円あるんでしたら、7億円の一時借入は必要なくて、そこで支払等の決裁ができたんじゃないかと思いますが、この会計処理についてお尋ねをします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

まず、会計の現金の推移の中において、基金につきましては、決算は3月31日に出納整理期間というものがございません。

3月31日の残高で表すようになっていますが、基金につきましては、繰替え運用も出来るようになっております。

実際の役場全体の現金につきましては、この財政調整基金を活用して繰替え運用で現金を回しているところがございます。

そういう関係で、どうしても3月31日には、本来あるべき基金をお示ししなければいけませんので、一時借入をして本来の数字にしているということがございます。

では、なぜ一時借入をしないのかということになりますけれども、一時借入をすれば、利息が高いので、財政調整基金の現金で役場全体の資金を回しているということがございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今の説明ですけど、平成27年度の出納閉鎖期間が4月と5月と2ヶ月あります。4月1日で一時借入は7億円返済して、今度は9億7千万円ほど一時繰替え金として上がっているわけですね。4月の歳入現計表を見ますと、9億7,073万7,502円、一時繰替え金が上がっています。ですから、基金が4月末では、5億円になっているというような、現

金の動きになっているわけですね。ですから、実際は、14億が一応形としてはあるけど、平成27年度には本当はないんじゃないかというふうに見えるのですが、その点についてはどうなんですか？

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

はい。これは、間違いなく14億円ございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

最終的には、平成27年度出納閉鎖期間内に財政調整基金を元に戻す必要があるからですね、5月末までに、一時繰入金の9億7千万円ほどはですね、財政調整基金に繰入れられています。

それで平成28年5月の歳入現計表によれば、一時繰入金のマイナス解消で9億7千万円、充てているからですね、一般会計の5月の当月分の歳入現計表、これはマイナスの5億円になっているのですね。

マイナス5億4千万円になっていますが、平成27年度の出納閉鎖期間とはいえ、平成27年度の収入は、28年3月末で、調定額の96.83%が収入済となっています。

だから9億7千万円を5月に解消したために、先ほど言いましたように、当月分の歳入現計表では、マイナスになっていたわけですから、逆にいうと、今度は平成27年度分の収入じゃなくて、平成28年度の会計にこの分は食い込んできているのではないですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

はい。お答えいたします。

出納整理期間の中で、4月5月で、平成27年度の補助金等は、5月末に入ってくるものが多くありますので、そういう関係で、そこの動きが出てきていると思います。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっています議案第65号は議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第65号は議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

これより委員長、副委員長互選のため、ここでしばらく休憩します。

休憩 13時44分

再開 14時00分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

決算特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 渡邊 智文君

それではご報告をいたします。

委員長に久保田正之議員。

副委員長に田中二三輝議員。以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第8 議案第66号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第66号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第66号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第67号 平成27年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第67号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第67号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第68号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出

決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第68号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第68号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第69号 平成27年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第69号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第69号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第70号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第70号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第70号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第71号 平成27年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第71号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第71号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第72号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第72号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第72号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第73号 平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第73号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第73号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第74号 平成27年度鞍手町水道事業会計決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第74号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第74号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第75号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成28年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

株式会社 西本町鉄工所というのは、にしほんまち鉄工所と読むんですかね、読み方自体も、にしほんまち鉄工所なのか、にしもとまちなのか、よくわかりませんが、どこにある鉄工所で、業態としては鉄工所なんでしょうけども、どういう仕事をされてる会社なのか、教えて下さい。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

株式会社 西本町（にしほんまち）鉄工所は、北九州市若松区に本社があり、製鉄用機械部品また、一般産業用機械部品の加工等を主な事業として行っている会社でございます。今回、課税免除するものにつきましては、八尋の百立に建設されました太陽光発電の施設でございます。以上です。

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第75号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第75号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第76号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第65工区）の請負契約の締結を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第76号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第76号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第77号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第66工区）の請負契約の締結を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第77号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第76号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第20 議案第78号 を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第20 議案第78号 につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第20 議案第78号は、平成28年度鞍手町一般会計 補正予算 第3号であります。

本補正予算は、平成29年度事業として計画しておりました、町立武道館の耐震補強事業につきまして、政府が8月24日に閣議決定いたしました国の平成28年度補正予算(第2号)に係る補助事業として対応できるよう前倒し、関係予算を追加するものであります。

歳出につきましては、10款 教育費 7項 保健体育費 2目 体育施設費に、新たに武道館施設整備事業費を設け、耐震診断に係る調査業務委託料569万2千円を追加しております。

なお、今回、耐震診断に係る調査業務委託料のみを追加補正しておりますが、実施設計費及び耐震工事費につきましては、耐震診断の結果に基づき必要に応じて12月定例議会以降に追加補正をさせていただきたいと考えております。

また、歳入につきましても、耐震診断の結果に基づく武道館施設整備事業の全体事業費が確定しておりませんので、今回の追加補正に係る財源につきましては、一般財源を充てることとして、財政調整基金から繰入れ、12月定例議会以降に改めて歳入歳出を調製し、組み替えをさせていただきたいと考えております。

その結果、歳入歳出それぞれ569万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ71億1,348万6千円としております。

以上が、日程第20 議案第78号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第78号について、まず歳出から質疑をお受けします。補正予算に関する説明書の10頁をお開き下さい。

10款 教育費について、10頁及び11頁について質疑はありませんか。

田中二三輝君

○6番 田中 二三輝君

いま、提案説明をいただきましたけども、当初平成29年度に予定していた事業ということでございますが、政府の予算等が閣議決定されて云々ということで、今回追加議案として

提出がされてますけれども、予定通り平成29年度の事業で行えば、今回このような形で、追加予算を出す必要はなかったんじゃないかなということも考えられるので、今回どうしてこのような形で議案として出てきたのか、その辺をもう少し、メリット・デメリット、そういうものがあれば、もっと具体的に教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

はい。お答えいたします。

武道館の耐震化事業につきましては、先ほどから言っていますように、平成29年度に実施するように計画しておりまして、その内容につきましても、本年の6月に福岡県の方に計画書を提出しております。

しかし、只今、町長の説明もありましたように、国の補正予算（第2号）の閣議決定が8月24日に行われたことによりまして、9月9日金曜日に県の施設課の方より、平成29年度の事業を前倒しして、平成28年度の補正予算で申請した方が、今後有利な対応になるとの助言をいただきました。

事業完了までの全体的なスケジュール等を考慮した結果、本会議で関係予算を計上した方がよいという判断をしたために、急ぎよ補正予算を計上させていただきました。

具体的に申しますと、今年情報によりますと、県内市町村のうち、平成28年度の補助申請の採択が約半分程度に今のところ耐震申請が留まっているということでございます。

今回、前倒しの予算に計上しておいた方が、今後、有利な取扱いになるということと、今回仮に採択されなくても、次回、平成29年度に申請した場合にも、優先的に採択をしていくというような情報も得ておりますので、今回まず、耐震診断をやらせていただいて、その後、必要があれば、実設計・工事費と平成28年度の補正予算に計上させていただくようなことで、急ぎよこのような形で予算を計上させていただきました。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君

○6番 田中 二三輝君

確認をしたいのですが、28年度に申請していて、それが通る件数としては、約半分程度だと、数が少ない件数になっていると。今回、前倒しに依拠することで、今後採択されるメリットがあるというふうに理解をしておいていいですか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

はい。議員のおっしゃる通りでございます。それをメリットとして考えまして、今回予算を計上させていただきました。

他に質疑ありませんか。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回、国の補助事業としてということだったので、この充当率等はどのようなふうになっているのかわかれば教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

はい。お答えいたします。

充当率は、補助部分が事業費の3分の1です。その裏を補正予算債で充当させて、残りの50%が交付税措置されるということになっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

町の単費は何パーセントなのですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

概ね、3割程度の負担という形になると思います。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

過疎債とほぼ変わらないという形になるのですかね。7割が過疎債って形で。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

厳密に申しますと、若干今回の方が率は悪いかもしれませんが。

ただ、詳細につきましては、まだ国の方が、閣議決定された段階ですし、他に充当できる、例えば防災減災債などの適用のところがまだ不明ですので、そういう関係で過疎と今現在持っている情報だけで比較すると、若干過疎の方が有利とは思いますが。

ただし、今後の情報によっては、その部分は変わる可能性があると考えております。

先ほども筒井課長が申しましたように何が今回のメリットかとする、早くこの耐震事業が取りかかれるというところを最大限のメリットというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。8頁をお開き下さい。8頁及び9頁について質疑はありませんか。
これで歳入を終わります。

それでは、歳入、歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今、議題となっています議案第号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第78号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りします。

明日15日から20日までの6日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって明日15日から20日までの6日間は委員会審査のため休会とします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

散会 14時18分

平成28年鞍手町議会第3回定例会会議録（第4号）						
平成28年 9月21日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成28年 9月21日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成28年 9月21日 午後1時26分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	会議録署名 議員		4	宇田川 亮	5	竹内利一

職 務 出 席	議会議務 局長	渡辺智文	出欠	議会議務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町 長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課 長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課 長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課 長	守田純子	出欠	上下水道 課 長	原 敏勝	出欠
	第121条 により説明	税務住民 課 長	久保田隆一	教育課長	筒井英和	出欠
	出席者の 職氏名	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	保険健康 課 長	松永憲昌	出欠
	議 事 日 程	別紙のとおり				
	付 議 事 件	別紙のとおり				
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成28年第3回鞍手町議会定例会議事日程

9月21日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第65号 平成27年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
(決算特別委員長報告)
- 日程第2 議案第70号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第3 議案第73号 平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計歳入歳出決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第74号 平成27年度鞍手町水道事業会計決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第66号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第67号 平成27年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第68号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第69号 平成27年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第71号 平成27年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第72号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第11 議案第60号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算(第2号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第63号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第64号 平成28年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第75号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成28年度固定資産税の課税免除
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第78号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算(第3号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第76号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事(第65工区)請負契約の締結
(総務文教委員長報告)

- 日程第17 議案第77号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事 (第66工区)
請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第59号 専決処分の承認 (鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を
改正する条例) (民生産業委員長報告)
- 日程第19 議案第61号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第20 議案第62号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第21 閉会中の継続事

平成28年9月21日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第65号を議題とします。

本案は、決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。

久保田決算特別委員長。

○10番 久保田 正之君

決算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第65号 平成27年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定。

本委員会は9月14日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第65号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第65号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第65号 平成27年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第65号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。日程第2 議案第70号から日程第4 議案第74号までの3件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第70号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第73号 平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計歳入歳出決算認定。

議案第74号 平成27年度鞍手町水道事業会計決算認定。

本委員会は、9月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第70号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第73号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第74号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

次に、議案第70号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第73号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第74号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第70号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第70号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第73号 平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第73号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第74号 平成27年度鞍手町水道事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第74号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。日程第5 議案第66号から日程第10 議案第72号までの6件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。
須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第66号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第67号 平成27年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。

議案第68号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定。

議案第69号 平成27年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定。

議案第71号 平成27年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。

議案第72号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定。

本委員会は、9月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第66号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第67号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第68号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第69号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第71号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第72号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第66号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第67号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第68号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第69号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第71号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第72号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第66号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第66号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第67号 平成27年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第67号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第68号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第68号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第69号 平成27年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第69号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第71号 平成27年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第71号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第72号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第72号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。日程第11 議案第60号から日程第17 議案第77号までの7件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第60号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算(第2号)。

議案第63号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

議案第64号 平成28年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第75号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成28年度固定資産税の課税免除。

議案第78号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）。

本委員会は、9月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第76号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事（第65工区）請負契約の締結。

議案第77号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事（第66工区）請負契約の締結。

本委員会は、9月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案に同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第60号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第63号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第64号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第75号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第78号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第76号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第77号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第60号について 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第63号について 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第64号について 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第75号について 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第78号について 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第76号について 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第77号について 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第60号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号 平成28年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成28年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事(第65工区)請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第76号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、議案第77号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事(第66工区)請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第77号は委員長報告のとおり同意されました。

次に進みます。日程第18 議案第59号から日程第20 議案第62号までの3件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第59号 専決処分の承認(鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例)。

本委員会は、9月14日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第 6 1 号 平成 2 8 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）。

議案第 6 2 号 平成 2 8 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）。

本委員会は、9 月 1 4 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 5 9 号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 6 1 号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 6 2 号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 5 9 号について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 6 1 号について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 6 2 号について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 5 9 号 専決処分の承認（鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第 5 9 号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第 6 1 号 平成 2 8 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第21 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成28年第3回定例会を閉会します。

閉会 13時26分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 宇 田 川 亮

議員 竹 内 利 一

平成28年9月21日

鞍手町議会

議長 星 正 彦

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査